

平成19年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

平成19年3月23日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙
- 第 4 議案第 2号 京丹波町生活安全条例の制定について
- 第 5 議案第 3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについて
- 第18 議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算
- 第19 議案第20号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算

- 第20 議案第21号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第21 議案第22号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第22 議案第23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第23 議案第24号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第24 議案第25号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第25 議案第26号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第26 議案第27号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第27 議案第28号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第28 議案第29号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第29 議案第30号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第30 議案第31号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第31 議案第32号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第32 議案第33号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第33 議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第34 議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について
- 第35 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第36 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第37 議案第38号 平成18年度 森林管理道開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更について
- 第38 議案第39号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第39 議案第40号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第40 議案第41号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第42号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第42 議案第43号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第43 議案第44号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第44 議案第45号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第46号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第46 議案第47号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）

- 第47 議案第48号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第48 議案第49号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第4号）
- 第49 議案第50号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第50 議案第51号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第51 議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第52 発議第 1号 京丹波町「非核平和自治体」宣言に関する決議について
- 第53 発議第 2号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第54 発議第 3号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第55 閉会中の継続調査

追加日程1 発言取消申し出

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 西山和樹君
- 2番 室田隆一郎君
- 3番 東まさ子君
- 5番 横山勲君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 今西孝司君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠中勉君
- 10番 山田均君
- 11番 藤田正夫君
- 12番 山内武夫君
- 13番 篠塚信太郎君
- 14番 吉田忍君
- 16番 野口久之君
- 17番 野間和幸君
- 18番 岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	松原茂樹君
助役	上田正君
助役	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
参事	寺井行雄君
参事	田渕敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山長男君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 本日は、大変ご苦労さまでございます。

開会前でございますが、少し私の方から、お手元に配付をさせていただきました給与費の明細書について、ご報告を申し上げたいと思います。

先般の予算委員会でもご指摘をいただいていたところでございますが、今回、当初予算と3月補正の部分の給与費明細書の特別職の職員数でございますが、実員数ということで拾い直しをさせていただきます計上させていただいたところでございます。

まことに申しわけございませぬ、差し替えということで、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 先日、15日の予算委員会で、山田議員からご質問いただきました件につきまして、その時点で数字的に把握ができておりませんでしたので、答弁ができておりませんでした。お答えをさせていただきたいと思いますが、皆さん方のお手元に予算委員会資料ということでお配りをさせていただいております。

まず、下水道事業特別会計の集合処理区域内の未接続者についてでございますけれども、2月末現在で424戸が未接続となっております。

平成18年度において接続をされた戸数は61戸でございますが、丹波地区で11戸、瑞穂地区で47戸、和知地区で3戸となっております。

その未接続者に対する使用料の賦課条件につきましては、未使用者の424戸のうち、瑞穂地区を除き、丹波地区168戸と和知地区58戸、合計226戸に対して、下水道使用料を賦課しております。

なお、平成18年度、この2月までの使用料賦課額は488万4,890円となっております。未納額は81万8,690円でありまして、徴収率は83.2%となっております。

続きまして、水道事業の特別会計の開発団地加入者の町内の戸数は幾らかというご質問でございましたけれども、本年度加入申し込みを受けました「いこいの里」から5つの団地になろうかと思うんですけれども、302戸の加入申し込みを受けまして、そのうち、52戸の方が町内に住所を有しておられます。

ちなみに、本年度施行させていただきます、接続ができます戸数といたしましては123戸でございますが、そのうち、町内に住所がある方につきましては18戸ということになっ

ております。

以上、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・今西孝司君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、特別委員会が開催され、付託議案の審査、提出議案等の審査が行われました。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員に、私、岡本 勇を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した、私、岡本 勇を、京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、私、岡本 勇が、京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選しました。

《日程第4、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 提案になっております生活安全条例にかかわってお尋ねしたいと思うんですけども、1点は、定義第2条になりますが、そこに町民というのがございまして、住所を有する者と滞在する者と、こうなっておるんですが、この場合は旅行者とか、そういうのが入るのかどうか、滞在者というのはどのような方がここではなるのかどうか、お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、町の責務ということで4点あるわけでございますが、特に具体的には3点にわたってあるわけでございますが、その中で、一つは広報、啓発とあるんですが、具体的には町としてはどのようなことをやるということになるのか。

それから、自主防犯活動に関する指導及び支援ということになっておるんですが、指導というのも直接町民に対してやるということなのか、専門的な知識が必要なことはないのかどうか。

それから、3つ目には環境整備に関することということで、生活安全を図るための環境整備ということがあるんですけども、具体的にはどのようなことがこの環境整備ということはあらわされるといいますか、どういう整備ということになるのか、具体的にちょっと

わかっておればお尋ねしたい。

それから、第5条の事業者の責務というのがあるんですが、ここで事業者というのは町ということになろうと思うんですけれども、事業活動に当たりということになっておるんですけれども、具体的にその事業活動というのはどういうことをやろうということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 1点目の、定義の滞在する者という第2条の第1項のくだりの部分でございますが、これについては一時的に滞在をされる方ということで、大きく拾えば、やはり旅行されて滞在されている方も含むというふうにできると思っております。

それから、第3条の具体的なことは何をするのかということでございますが、今のところ、この1項から4号に掲げさせていただいておるような内容で、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

したがって、これは第6条で推進組織ということもうたっておるわけでございますが、十分そういった推進組織を組織する中で、そういった町としてのやるべき部分もご意見、ご指導いただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、第5条の事業者でございますが、この事業者というのは、第2条で言いますところの第2項の事業者ということでございますので、そういう部分での事業者の責務ということで定めさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

今後、討論に対しましては、はじめは原案反対者の発言を許可し、次に原案賛成者の発言を許可することといたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっております行革の推進委員会ということで、具体的には社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政を推進するためということになっておるわけでございますけれども、どういふものを行革の推進委員会で、いわゆる審議といいますか、やられるということになるのか。

ここには、「行政改革の推進に関する重要事項を調査し、審議し」と、こういうことになっておりますけれども、具体的にどういふことを考えておられるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 本委員会につきましては、まずは国の方といいますか、京都府からも求められておりますのに、行政改革大綱というものを各市町村で定めなさいということがございます。あわせて、行財政改革プラン、これも策定をなさいということが求められておるところでございます。

したがって、もちろん専門的な部分、いわゆる財政の健全化計画でございますとか、あるいは職員の定員適正化、あるいは実質公債費比率の適正化計画、そういったものもすべてその中に包括できるというふうに理解をいたしております。

所掌事務で書かせていただいておりますように、すべて私どもこの委員会に丸投げでこういう計画を策定していただくという思いはございませんで、十分内部でそういった計画の素案を作成いたしまして、その素案に対してのご意見をいただく機関として機能するように考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 効率的な行政運営というのは当然やらんならんとというのは基本でございますけれども、その中で、こういうものをつくって進めていこうということでございますけれども、国の方向や全国的な流れの面もあるわけでございますけれども、本来この行政改革という題というのは、やはりもっと、京丹波町が合併して2年目を迎えておるわけでございますけれども、大いに議会の中でもいわゆるそういう議論をしていくべきやないかと。

こういうものをつくりますと、どうしてもそこに内部的な案をいわゆる審議をしていただくということになりますと、それが歩いていくということになりかねないわけですが、その辺の考え方はどうなのか。これは、総務課長というよりも、町長の考え方もかもしれませんが。

この行革委員会で審議をされて、決まったことを推進していこうということに結果としてはなろうと思うんですけど、やはり議会というものはどのようにその中では位置づけられておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） お尋ねの件でございますが、第3条でも掲げさせていただいておりますように、議会からも推薦をいただいて、委員に加わっていただきたいというふうに思っておりますし、これはご指摘のとおり、議会全体の意向もそこで反映いただければというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にもう1点お尋ねしておきたいと思うんですけど、こういう審議会とか委員会ですね、町長も議員を経験されて、議長もされておったわけでございますけれども、やはりこういうところには、結果としては議会へ提案されるわけですから、参加しないというようなことも全国的な中にはあるわけでございますけれども、こういう、今もありませんように議員の代表が入っていくということになると、結局、議会での議論がどうしてもやりにくい、そういうこともありますし、本来は別のものとしてやって、それを議会に提案されて、そしてそこで審議するというのが本来のあるべき姿じゃないかと思うんですけども、その辺のちょっと町長の見解を伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 審議会に加わっていただいて、一つの方向を見出して、またそれを議会に諮るといふ、矛盾はないのかというお尋ねだというふうに思うわけですが、やはりいろんな分野で改革をしていかなければならないという中で、広範なご意見を賜るといふ観点から、議会の代表の方に加わっていただき、さらにその過程でも、当然、その代表の議員のみの考え方ということよりは、むしろ全体の思いも踏襲といいますか、吸収されて、いろんなご意見を賜る、そうしたことも大事ではないか。

それが、いわゆる最終的に成案となったものが、既に皆さん方の合意に達しているということも言えるのではないかというふうに思っておりますし、これは一つの形として認めていただけるものではないかというふうに、私がかねがね議会の中で経験をさせていただいて、

そういうふうにとらえながらかかわったこともございました。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 第3条で、任期は2年と書いてありますが、大体何回ぐらい開いていく計画になっているのか。

また、国の行財政改革のもとに、大綱をもとにということでありまして、財政や職員の問題や公債費負担比率の問題などもこの中に含まれるというふうに説明されましたけれども、国の行財政改革大綱による、そういう中身というのは、具体的には地方自治体にどのような改革を求めているのでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 回数の問題でございますが、これは組織してみないと、なかなか現時点で何回ということは、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと思います。基本的にはやはりその進捗状況といいますか、そういうものもご報告をさせていただかんらんというふうに思っておりますので、継続的に委員会としては持っていきたいというふうに思っております。

それから、行政改革大綱の問題ですが、国が定めるのではなくて、市町村が定めなさいよという、国の方が申しておるところでございますが、例えば人的な部分では、ちょっと年度までは今忘れましたが、いわゆる職員の数を例えば、たしか平成22年までだったと思いますが、マイナス5.9%以上削減しなさいよとか、そういう示されたものはございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 府の段階では、既に改革プランというのがつくられておりまして、12月議会でしたか、本町もそういう改革プランを年度内につくらんらんということで、町長の編成方針ですか、そういうところに書いてあったと思うんですが、それとこれとはまた違うものなのか。

それから、広報にも、職員については22年までに差し引き70名、職員を減らすというふうなことは載せてありましたけれども、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 町長が申されました12月の部分と同じものでございまして、いわゆる行政改革というと、縮小縮小の方向というイメージがあるわけでございますが、ただ、やはり今回も上程をさせていただいております総合計画の構想、こういった部分ともいかに整合させるかということも大事な要素でございますので、そういった部分が今回この議会に

も提案をさせていただいておりますし、そういう部分との整合をとるといふ部分も含めて、少し時間的に遅れておるといふのが実際でございます。

それから、定員適正化計画の関係でございますが、現時点で作成いたしておりますのは、議員さんがおっしゃっていただいたとおりでございますし、それを公表させていただいておりますところでございます。

ただ、毎年、例えば退職される職員数あるいは採用する職員数も変動がございますので、これは毎年見直しをかけながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております、議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

提案されております京丹波町行政改革推進委員会設置条例は、地方自治法により、執行機関の附属機関として審議会などの機関を置くことができるということで、地方自治法138条であるわけでございますが、行政の附属機関ということでありまして、こうした審議会や推進委員会を設置するまでに、住民の代表の機関であります議会と協議、議論を行うことがまずやるべきことだということをご指摘するものでございます。

もう1点は、こういった審議会や委員会には議員を除くべきだということも申し上げておきたいというふうに思います。

また、当然住民の税金が基本的な財源であります町行政、当然一定の経費節減、効率性の追求というのは当然のことです。しかし、財政健全化や効率的運営というのは、行政の使命、目的そのものではありません。地方自治体の使命は、住民の福祉の増進を図ることであって、行政改革と言うなら住民の福祉はどうなのかと、こういう観点は何よりも大切なはずであります。自治体本来の使命を放棄して、経費節減、効率性を目的化すれば、住民の安全や命、暮らしが犠牲になることになるわけです。

こうした審議会、推進委員会は、一部各種代表の方が委員となりまして、行政の提案を追認する形になりやすく、それを住民代表の機関のようにして行政を進めるやり方は、住民自治とも住民参加型のまちづくりとも相反するものであります。

格差と貧困が進むときにこそ、審議会やこういう委員会を設置するのではなく、幅広い住民参加と、議会と一緒にまちづくりに取り組むべきことを指摘して、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第6、議案第4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 早速でございますけれども、町長にお尋ねしておきたいと思います。

今回、報酬審議会を設置する条例案が提案されておるわけでございますけれども、提案の理由としては、町長の諮問に応じて特別職報酬等の額について審議するという事になっているんですが、実際、今の経済情勢や社会情勢から言いますと、そういう特別職の報酬を引き上げるとするのはなかなか難しいと思うんですけれども、考え方としては引き上げと、また引き下げという、どちらを考えておられるのか、どちらも考えておることなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 松原町長。

○町長(松原茂樹君) 現在の特別職の報酬等につきましては、合併協議で定められたものを掲げておるわけでございますが、現状、今の財政の状況を見ますときに、非常にいろいろな面で町民の皆さん方にご無理を申し上げることが多いわけございまして、そうしたことから、その額はともかくとして、現状は10%カットをさせていただいておるところでございますが、これは私の思いでそうさせていただいて、今回も条例の改正をさせていただいておるわけでございますけれども、やはり広く、本来合併直後の町の現状、そしてまた特別職に対する、あるいはまた議会の報酬に対する全体の思い、こうしたこともしっかり聞かせていただいて、それに沿った形で、改めて報酬額を定めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今の答弁からいたしますと、引き下げということになるかと思うんですけれども、実際、今1割の引き下げということをやっていたらおけるわけですが、やはり政治的判断やないかと、引き下げというのは。全国的には、2割3割という首長さんもいらっしゃいます。

もちろん、議会の歳費をどうするかという問題も、これはあると思うんですけれども、これは大いにもっと議論をして、やはり一致点を見出すといいますか、やっぱり今の時点でどうするかというように、もっとそういう形でやればいいのではないかと。

わざわざ審議会をつくって、ここで言いますと10名ということになるわけですが、そこにどういう案を提案するかということにも、諮問するかということになるわけですが、

あえて、回数を何回寄ってもらうかという問題もありますけれども、委員会をつくって、条例をつくって、そしてその方に一定の費用も払ってというよりも、大いに議会と理事者ともっと議論したらいいかと思えますし、理事者の引き下げというのは、やっぱりこれはもう政治的な判断やないかと、こう思うんですけれども、その辺の見解だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 私は、当事者が自らの報酬額を決めるということよりは、こうした報酬審議会を設けて判断をいただくのが適切だというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております、議案第4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されております京丹波町特別職報酬等審議会設置条例は、地方自治法により、執行機関の附属機関として審議会などの機関を置くことができるということで、138条で定めております。それに基づいて、行政の附属機関として設置しようとするものでございますが、こうした審議会を設置するまでに、住民の代表の機関である議会と協議、議論を行うこと、これはまずやるべきことだと思います。

特に、この特別職審議会で、歳費、特別職の引き下げということであれば、町長の政治的判断で行うべきであり、また議員の歳費であれば、議会と率直に協議をすればいいのではな

いかと思いますし、今なぜ審議会が必要なのか、問われていると思います。

審議会委員の手当を払うということだけになるわけでございますので、今、こういう審議会を設置する必要はないという点を指摘して、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

議案第4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案理由にあります、公共料金等の適正な額について調査、審議するということになっておるわけですがけれども、具体的にはどういう公共料金を考えておられるのかお尋ねしたい。これは、担当課長にお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず合併の協議でいきますと、下水道の関係がございまして、これは平成20年度をめどに調整するというようになっているところでございます。

現在、定額制でございしますが、従量制を含めて検討するというようになっておりますので、一つは下水道を審議会にかけさせていただかんらんとというふうに思っておりますし、あと、それぞれ旧町間での差異があるもの、これは水道もそうでございますし、あるいはまた各種の施設の使用料等も類似施設があるわけございまして、そういった部分を一度この審議会でご検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第8、議案第6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、バス通園にかかわることですので、いわゆる対象人数というのは現時点では何人ぐらいになっておるのかということ。

それから、いわゆる京丹波町ということになりますので、もともとは丹波地域を、旧丹波町を中心に運営をされておりましたので、京丹波町として旧和知・瑞穂も区域になったということになるわけですけども、いわゆる幼稚園に通園希望といたしますか、そういう方もあるのかどうか。あれば、旧和知・瑞穂、それぞれ何人あるのか。また、この通園バスを利用されるのかどうかということについてもお尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 長谷川教育次長。

○教育次長(長谷川博文君) まず利用者人数でございますけれども、ちょっと日々変動するといいますか、月によって変動することがございますので、実質的な確定数というのはちょっとつかみ切れていないんですけども、おおよそ20人から23人程度というところでございます。

それから、このバスを使って旧丹波地域以外の方も通園できるのかということでございますけれども、現状では旧丹波地内の方のみがこのバスを利用されておりますし、それもバス1台ということですので、2グループに分けて、ピストンで迎えに行ったり送っていたりしている状況から、例えば和知、瑞穂というところに希望者が出たという場合には、ちょっ

とコース等も再検討する必要があるかというふうに思いますが、なかなか1台のバスで全部をカバーするという事は難しいのではないかと考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） あわせてお尋ねしたのは、いわゆる旧和知・丹波からの入園希望者というのですか、あるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 中台地区から1名希望がございましたが、それ以外は、今のところ承っておりません。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第6号を採決いたします。

議案第6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第7号を採決いたします。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第8号を採決いたします。

議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですけれども、新旧の対照表をつけていただいておりますが、この中で扶養手当が変わるということで、説明では一律6,000円になったという説明もあったんですけれども、具体的には職員にとっては、扶養家族、扶養親族との関係はどういうようになるのか。

新旧の関係で見ますと、第8条の3では、扶養親族のうち2人まではというのが新では削除になっておりますし、また、その他の扶養親族1人につき5,000円というものも削除になって、一律6,000円と、こういうように説明があったと思うんですけれども、具体的

にはどういように職員にとってはなるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これにつきましては、例えば扶養する親族が、1カ月で言いますと3人おった場合ですが、そのうちの2人までは6,000円の支給ということで、3人目が5,000円ということが改正前の額でございます。

したがいまして、1万7,000円、月額出ておったということですが、これが、改正後は3人目が1,000円上がりますので、1万8,000円という月額になるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第9号を採決いたします。

議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですけども、今回提案になっております14条の関係でお尋ねしておきたいんですが、旧の場合は16条ということで、車賃というんですか、別表の定額ということになっておったのが、今度から1キロにつき37円ということになったわけでございますけれども、これは定額というのは幾らであったのか、お尋ねしておきたい。37円ということになりますので、別表でしたので、ちょっとお尋ねしておきたい。

それから、もう一つは、14条の関係で、第3項で、いわゆる職員が公務の遂行上、特に必要がある場合には任命権者の承認を得て、私有車といいますか、自分の車を使った場合には1キロにつき10円ということになっておるんですが、これはどういう基準で10円ということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず、旧の別表の定額によるということでございますが、これは一番裏のページに別表をつけておりまして、ここに1キロにつき37円という表現をさせていただいておりました。

しかしながら、今回、職員の自家用車の関係等も定義する必要がございましたので、この表から14条の方に移しかえて、1キロメートル37円という表現を使わせていただいております。数字的には何ら変わりがないということでございます。

それから、職員の1キロメートルにつき10円という考え方でございますが、これにつきましては、現在支給をしております職員の通勤手当の1キロ単価を根拠として計上させていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 上のいわゆる14条の1項では、1キロ37円ということになって

おるんですが、それを全体で割れば10円ということだと思っんですけれども、本来、公務上は公用車を使うというのは、これは基本になるわけですし、やむを得ない事情で上司の許可ということになったら、一定の額を払うというのは当然やと思っんですけれども、本来なら通勤のいわゆる手当というよりも、増やした額を支払うというのは当然ではないかと思っますし、また、これで10円ということになりますと、車がリッター何ぼ走るかという問題もありますけれども、10キロとすれば100円という勘定になろうと思っんですけれども、値段も上がっておるわけですので、ちょっと実態にそぐわないというふうに思っんですけれども、本来ならこういう公務で使うというのは、どうしても限られた職員にもなるわけですし、そういう点では一定の補償といいますか、使ったものに対して支払うというのは当然かと思っんですけれども、一つはその辺の考え方がどうなのかということと、もう1点は、職員組合もあるわけですので、そこの合意というのはされておるのかどうか、お尋ねしておきたいと思っます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） もともとこの車賃1キロにつき37円という定め方ですが、これについては、例えば市内でタクシーに乗車したとか、そういう部分での想定ということでの国の基準に基づいて、単価37円という定めをしておったところですので。

なお、職員の1キロメートル10円、確かにおっしゃるように今の燃料代、いわゆるガソリン代と比べてどうかという議論はあるわけですが、何をもってその単価を決めるかということは非常に難しい部分がございます。

したがって、私どもとしては、現在職員に支給しておる通勤手当、これを距離で割り戻して、その単価を用いさせていただいたということですので。

それから、職員組合については、この数値については提示をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提示はあれなんですけれども、協議されて合意がされておるのかどうかというのをお尋ねしたかったので、その点、もう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 明らかに合意というところまではいっておりませんで、私どももその合意を求めたということではございません。提示をさせていただいて、そのままの状況が続いておるといところで。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております、議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今回提案になっております条例の改正、旅費等に関するものが大半でございますけれども、特に質疑でもお尋ねしておりましたように、14条にかかわって、職員が公務中に自家用車を使った場合に、それに対する支給というのが、通勤手当を現在支払っておる、それを割ったものの金額ということで、10円というのが定められたということでございますけれども、本来、仕事で使うのは当然公用車でありますけれども、やむを得ない場合にはそういったことも当然あるわけでございますけれど、それに対して支給するというのは、やはり一定の額を支払うべきだということが、まず申し上げておきたいというのが1点。

それから、何よりもやはりそういう点では、職員の勤務また条件にかかわる問題でございますから、当然職員組合との合意の上に提案すべきだという点を申し上げて、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東君。

3番（東まさ子君） 委員会でもいろいろと論議をしていたわけではありますが、中間所得層の負担軽減を図るためということでありましたが、家族も多いところがこの対象になるだろうと思いますし、中間層の所得階層というのはどのぐらいの幅のところを課長はお考えになっているのか。

それと、これは介護保険と合わせたら65万円に年間なるんですが、普通の医療保険と違っていて、事業者負担というのがありませんので、国保は大変負担が大きくなるわけですが、参考のために町長なんかはどのぐらいの保険料になっているのか、これより大きいのか、低いのか、お聞かせいただけたらうれしいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） まず、今回の53万円から56万円に限度額を上げたということで、委員会ということの中でお話の中で、所得の関係で非常に二極化が進んでおるところで、中間層への負担の軽減ということで、いわゆる応能割で所得の高い方に、ある一定限度額を引き上げることによって、国保の全体の保険料の中の一翼を担っていただくという考え方でございまして、その中でのお話での中間所得層はどのあたりだということでございますけれども、このたびの改正によります限度額に適用になる方につきましては、18年度ベースで考えますと、1世帯1名の方でありますと772万4,000円という所得でございますし、例えば、それから2人、3人というふうに変ってくるわけでございますが、私どもの町では最高10名、1世帯という方もおられまして、その間の所得は、最高限度額としては380万2,000円という状況でございます。

このたびの上げさせていただく理由の一つの中間所得の方の軽減ということになれば、今申し上げました限度額を下回る方々が中間所得層という形で理解できるのではないかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まことに申しわけないですけど、確認をしておりませんので、今明確に答弁はできません。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、担当課長の方から説明があったんですが、1人の場合と10人家族の場合という数字を言っていたんですけども、ちょっと余りにも極端な数字なので、平均すれば家族としては2人、3人ぐらいやと思うんですけども、その場合にはどれぐらいの金額になるかというのをお尋ねしておきたいんですけど、2人の場合、3人の場合、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 2人の場合でありますと、限度額基準所得は728万8,000円、また3名でございますと685万2,000円ということが、18年度ベースで考えますとそういう所得となります。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

東君。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいまから、議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、保険税の基礎課税額を53万円から56万円に引き上げるものであります。中間層の負担の軽減と説明もありましたが、家族の多い世帯が対象になっていることが予想され、多くの方が中間所得階層になると思っております。介護納付金9万円を合わせますと65万円にもなり、大変な負担となります。さらなる滞納者を増やすことにもつながる今回の大幅な負担増に対しまして、反対の立場から討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第16、議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけど、今回合併をして、それぞれございました住宅をそれぞれ整備をするということになっているわけですが、それぞれでございますけれども、その中で、特別賃貸住宅というのがあるわけですが、具体的には特別賃貸住宅というのはどういう位置づけといたしますか、どういうもので、家賃とか含めて、ほかのいわゆる公営住宅との違いというのはどこにあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 特別賃貸住宅とは、町が買い取り等により取得した住宅でございますが、しかしながら、管理に当たりますと公営住宅法の網をかけた管理をいたしております。

場所につきましては、特別賃貸住宅につきましては、別表ですね、一覧表の方にやっておりますけれども、5団地ございます。

それから、家賃でございますけれども、家賃につきましては、古いものもございまして、古いものにつきましてはそのまま家賃を継続しておりますし、新しいものにつきましては公営住宅法に基づきます計算を行って徴収をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについて》

○議長(岡本 勇君) 日程第17、議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 提案になっております総合計画について、お尋ねしておきたいと思っております。

まず1点は、人口フレームの関係でお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、目標年度1万8,000ということの人数になっておりまして、将来、29年度以降には2万3,000ということになっておりますが、29年度以降というのは、例えば28年から10年後の数字ということなのか、5年後という数字をあらわしておるのか、将来でございますので、どういふようにこれは理解をするのがいいのかお尋ねしておきたいということと、それから、1万8,000人という人口設定をされた基本的な考え方というのはどうなのか、お尋ねしておきたいと思っております。

それから、28ページにかかわって、京丹波町をそれぞれ一つのゾーンといいますか、そういうものをつくって、そして、30ページにありますように、友愛交流エリアとか、エトランスエリアとか、交流エリアとかいふようなことにしていこうということになっておるんですが、総合計画でございますので、いわゆる京丹波町全体をどういふようにまちづくりとして位置づけていくかということだと思っておりますけれども、特に合併して非常に住民の不安が多い中で、周辺部をどういふように位置づけていくかということが非常に大事だと思っておりますけれども、その辺はどういふ考え方なのか、伺っておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) ただいまのご質問でございますが、まず1点目の、29年度以降というのは将来人口の目標設定値でいつまでかということでございますが、具体的に年度をあらわすものではございません。これにつきましては、さまざまな、これから町がこの総合計画に向けまして、実施に向けまして計画を定めていくことによりまして、それぞれの

人々が定住希望のあふれるような魅力あるすばらしい町になることによって、おのずとその人口が増えてくるということでございまして、特段年度を定めたものではないと。熟成していくと、その人数に近づいていくということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、1万8,000人の根拠といいますか、基本的な考え方でございますが、こちらにつきましては全員協議会の中でもお話をさせていただいておりましたが、このまま何も手だてを加えずに時が過ぎていきますと、やはり人口というのは減少傾向にあるということでございまして、この状況の中で、現在進められております水資源の確保、それから交通網の整備などによりまして、定住のための基盤が一層整うということになってまいります。

こういった効果などを考慮いたしまして、それぞれ利便性のいい町に変貌していくということで、何とかそれぞれの住民の皆さん方のすばらしい協力と知恵の出し合いによりまして、この町を何とか活気づかせていこうということで、目標の到達年度でございます28年度では1万8,000人ということで、将来の10年後の人口を定めさせていただいたということでございます。

それから、それぞれのゾーン別の地域構造でございますが、こちらにつきましては、当然町域すべての部分についてこの基本計画を定めさせていただくものでございまして、それぞれその中でも中心となるべきところ、拠点となるべきところ、あるいはまたこういうふうなエリアを設定させていただきながら、それぞれのところで機能を持たせていきたいというようなことでございまして、そのためのゾーンあるいはまたエリアの設定をさせていただいているところでございます。

先ほども、最初にもお話しさせていただきましたように、周辺部をそのまま置き去りにしていくというような考え方は毛頭ございません。このエリアを中心にいたしまして、全体的にその効果を高めていきながら、それぞれの持った地域独自の特性を生かしたすばらしい町につくり上げていきたいというような思いでつくらせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） だれも周辺部を取り残すということを前提に考えるということはないと思いますけれども、特にこの24ページで言われております、新たな将来像の実現に向けてその方向を示したということと同時に、その中で中心に人を位置づけて、人々の生活の基礎となる交通、情報、健康、福祉、安心・安全等の基盤整備条件を整えることを大前提ということにあくまでもしておるわけでございますけれども、この大前提となるべき整備といいますか、これをどういうように、例えば前半5年間でこれをちゃんとして、そして後半5年

間でこの計画をやるんだと、こういうことなのか、現時点では大前提ということになっておりますから、交通、情報、健康、福祉、安心・安全等の基盤整備条件ということが整ったということではないと思うんですけれども、この大前提となる条件整備というのはこの時点に置いておられるのかという点を伺っておきたいというように思います。

それから、ハード、ソフトと両面あると思うんですけれども、当然。公債費負担の適正化計画というのは24年までやろうということで、内容的についてはわからないんですが、はっきりしておるのは、示されておるのは、公債費の比率を下げるということは16.8にするということですので、相当緊縮な財政をやっていかんなんということになろうと思うんですけれども。

24年に達成しても、28年まで4年間しかないんですけれど、その辺の整合性というのはどういうふうに住民に対して説明し、取り組んでいくということになるのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） まず、24ページの「人々の生活の基礎となる交通や情報、健康、福祉、安心・安全等の基盤条件を整えることを大前提とし」ということで、どこの時点になるかというお話でございますが、現在、議会の方にも上程させていただいておりますのは、まず幹となります部分の基本構想ということになっておりまして、今後、この基本構想を実現化していくために基本計画を定め、その後に次元を切ったの実施計画を組ませていただくというような状況でございますが、まず今柱の部分をそれぞれご検討いただくということになっております。

今後、この後にご議決いただきましたら、実施計画の方に踏み込ませていただきまして、内容を十分に整えていきたいと、このように考えております。

それから、公債費の適正化計画との整合性でございますが、当然、財政計画なしではこのまちづくりというのを進めることも非常に難しいというようなことになってまいります。

そんな中でも、42ページの方にも記載をさせていただいておりますとおり、やはり効率的な行財政の運営と、それから、今欠かすことのできない住民との協働による地域経営を一緒にも考えさせていただきながら、限られた予算の中でこの実現に向けて、それぞれ年度計画を立てさせていただく中で進めさせていただきたいというような考え方でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 25ページを説明いただくときに、「失われた10年」とか、いろいろそういう言葉もお聞きしていたんですが、3町ともそれぞれこれまで公共事業を行ってきて、多額の借金などを積んできたわけでありましたが、小さな合併ということで、私たち3町が選択をして今あるんですが、総合計画と行財政審議会との関係もあるというふうなことで、いろいろと先ほどもあったわけですが、やはり住民のためのそういう行政改革をしていかななくてはならないし、まちづくりも、やはり人が来てもらおうと思ったら、基盤整備も大切であります。いろいろ話を聞いていましたら、交通網の、町営バスが走りましたけれども、まだまだそういうものについて、都会から来られた方なんかにつきましてはなかなか不便だというふうな声もありました。まちづくりというのは本当に難しいというふうに思っております。

そういった点で、これまでのまちづくり、旧町のまちづくりの反省をどのように今回生かしておられるのか、それと、3町が小さな合併をした、そういうことについてこの総合計画ではどういうふうに反映されているのか、ちょっと漠然としたあれですが、まちづくりのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ご質問の中にございました「失われた10年」というのは、確かに私は全員協議会の中で、説明の中でお話をさせていただきました。

このことにつきましては、高度経済成長期に、本当に達成後のことを視野に入れて、何をすべきかということとその時点で検討しておかなかったつけというふうなことでございまして、バブル崩壊後にその行き先が見えない、「失われた10年」と言われるようなときを本当に過ごしてきたというような、そういう時代を生んでしまったというようなことで、その表現を使わせていただいたこととさせていただきます。

それから、ただいまの東議員さんからのご質問につきましては、非常に広い範囲で、難しい内容等もお答えさせていただくのは難しい面もあるわけでございますが、旧町それぞれその時代に立ちまして、総合計画あるいは振興計画なり、総合開発計画というような名前をそれぞれつけさせていただいて、その時点その時点のまちづくりをやはりこなしてこられながら、今日の今の京丹波町という姿があるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、この小さな町の中だけではなかなか今後運営が難しいというようなことで、合併という選択もされた。その選択をされる中で、合併協議会におかれまして新町のまちづくり計画を策定いただきまして、京丹波町の進む道というのをあらかじめ決めていただきました。

それにのっとりまして、今回も京丹波町の総合計画を策定させていただくのに、やはり基本になっておりますのは新町のまちづくり計画というのを基本に置かせていただきながら、今後現時点での修正も加えさせていただいて、やはりその中には、今、本当にすばらしい、人々のぬくもりがあるすばらしい町であると、これを何とか生かしながら新しいまちづくりへとつなげていきたいというような思いがございまして、今回の計画をつくらせていただいたということで、すべてがそこで切り離されたものでなしに、ずっと整合性のあるものの中でこの計画をつくらせていただいたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、目指すべき地域構造ということで、30ページに地図入りで出していただいておりますけれども、特にその中で、町の中心的な拠点ということで核をつくっていくということになっておるんですが、こういう考え方でいくとどうしても中心部へ人が集まると、集めると、こういう傾向になると思うんですね。

やはりまちづくりというのは、生活するコミュニティの単位をどこに置くかと、それぞれですね。例えば小学校区にして、これを1次の生活圏として、生活しやすいような、そこでいろいろなものを整えていくと、またそこで地域の協議会的なものをつくっていくと、その次にはこの1次生活圏とあわせて中学校区単位に2次生活圏として整備をしていく、そして全町を旧町単位で言えば3つに分けて、それぞれの核となるようなものを、地域にセンターなどを配置して、そこで地域全体を配置して見ていくという、そういうようなことをしなければ、どうしてもこういう考え方で中心的な拠点をどんどん中へ、中心へ寄せるということになりますと、本当に周辺部が疲弊していくと、不便になると。

やはりそういう点では、まちづくりというのはいかに周辺部に人をどのように配置をして張りついてもらうかという、そういうやっぱり目配りをしなければ、当然中心部へ人が寄ってくるというのは、集まってくるというのは、もうこれは歴史でございますし、いろんなこの間の経過を見ておっても、全部そういうようになっておるわけでございます。

だから、そういうような考え方、中心部というよりも、もっと全体に生活をしっかりできるような配置をしていくという、そういう立場を考えるべきだと思うんですけども、その辺の町長の考え方を1点伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ここで表現をさせていただいておりますことも事実でございますけれども、やっぱり人を中心とした総合計画構想という位置づけでございますし、今も現実的に取

り組みをいただいております住民自治組織によるまちづくり検討委員会の中でも、いろんな多様な議論をいただいておりますが、本当に皆さんが町の核となる部分もやっぱり一方では求め、一方ではそこを拠点にしながら、いかに周辺部が活力を見出していくかという、そうした相互関係が非常に重要になってくるんだというふうに思っております。

周辺がいわゆる衰退をしていく中で、町の核だけが元気づくということはないのではないかと。そういうまちづくりを目指しているのではなくて、周辺もしっかりみんなで考えながら、そうした中で町の核となるべき、あるいはまた地域の核となるべきものが自然と醸成されていく、こういうものを構想として掲げているというふうにご理解いただけたらありがたいなというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） この総合計画ができて、今後はその肉づけというのはどういうふうにされていくのか、今後のことが大切だと思うんですが、いろいろと京丹波町の資産というか、資源とか、いろいろなものを調査したり、そういうものを含めて、国道が2つも通っているということやら、自然もそれは豊かなところですので、そういうものを生かしてどういうまちづくりに、こういうものを基本にして肉づけするためにどういうふうに、職員だけでやっていこうとされるのか、もっとほかのところに輪を広げて一緒に研究をされて積み上げていかれるのか、その点についてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） これからの計画の実施に向けての肉づけのお話でございますが、この件につきましてはそれぞれ、まずは総合計画の検討委員会、それから行政内部にもう一つ持っておりますのはプロジェクトチームということで、それぞれ担当いたします分野のところまでおろささせていただきまして、分野ごとに施策をずっとそれから見直しをかけながら、基本計画の方をまずはまとめさせていただきたいというふうに考えておりますが、その中で、原案の方が一応まとまります手前のところで、審議会にもまた諮らせていただき、その内容を説明させていただき、またそこでご意見をいただいて、修正できるところは修正させていただきながら説明させていただき、計画の方の肉づけを基本計画として定めさせていただくということで思いを持っております。

なお、19年度の上半期に何とか基本計画の方は定めさせていただきまして、基本計画が定まりますと実施計画ということで、そちらの方に次の段階へと進めさせていただきながら、19年度の中で何とか総合計画というのを実のあるものにさせていただきたいという思いでございます。

○議長（岡本 勇君） 8 番、小田君。

○8 番（小田耕治君） 私も、地域構造の関係で1 点だけお尋ねをしておきたいというふうに思います。

丹波高原エントランスエリアということで、駅を中心に鉄道による丹波高原の玄関口としての展開を図っていくエリアということで、J R の下山駅周辺の位置が設定されておるわけですが、これは京都方面からの玄関口となるということでこの位置が設定されたような表現になっておるわけですが、都市交流という面からいきますと、全体的な構想の中でも、水と緑のふれあい交流エリアということで、都会との交流の中での位置づけということでこのエリアも設定されているんじゃないかなというふうに思うわけです。

既に、今の鉄道の駅の構造的なものといえますか、機能的な面から含めましても、現在、和知駅というのは特急もとまるということ、それから、地域の人の熱い思いで駅を守る会というふうな形で、町民がそれぞれ費用を負担して、定期券の販売なり切符の販売なりというように駅を守ろうということで、強い思いがあるわけなんです。

やはりその辺から含めましても、少なくとも J R 鉄道の玄関口ということから考えますと、今の和知の駅をさらに発展的にといえますか、継続的にと言う方が正しいのかもしれませんが、やっぱり駅員も置き、守っていくというようなことで、この自然の中で都市住民との交流も図っていくべきじゃないかなというようなことを、和知に住んでおるから言うんじゃないんですけれど、そういうような思いもあるわけなんですけれども。

この下山駅周辺が、「玄関口となる下山駅とその周辺」というような表現になっておるわけですが、こういう形になった経緯といえますか、これから先への展開への思いというようなものはどういうところにあるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの小田議員さんからのご質問でございますが、まず5 ページの「京丹波町の特性」というところの下段の、京丹波町と、それから京阪神大都市地域との関係図というのをちょっとつけさせていただいておりますが、やはり経済圏といえますか、人口の集中しているところは、今、私どもの町から見させていただきますと、やはり京阪神方面じゃないかなというふうにまずは考えさせていただいております。

そんな中で、この地域構造を考えさせていただく中で、京丹波町の中には、幸いといえますか、J R の駅が4 駅ございます。京阪神方面からお越しいただくということになると、一番最初に訪れていただく駅が下山駅ということになりまして、まずこれが J R の中で一番最初の駅になってくる。こういう一番最初に入った鉄道の駅ということで、そちらをまずは玄

関口というふうに定めさせていただいて、この場所から今後の展開も当然あるわけですが、いろいろと審議会の中でもお話もいただいておりますが、下山駅が現在のちょうど高原上の高いところに位置をいたしております関係で、その下山駅から東方面に望む眺望といえますか、そちらもすばらしいものを持っていると。

また、将来的にはそのエリアの中に、今の京丹波町の今後の水がめとなります畑川ダムもそちらの方に建設をされるということ等々もございまして、こちらの部分をまずは丹波高原のエントランスエリアということで、当然その奥にはいろいろと、今はふん尿の問題等々で議論もされておりますが、すばらしく、本当に牛の放牧があつたりしながら、すばらしい高原と言えるような場所等もございまして。こういうこと等も一緒に考えていただいた中で、丹波高原のエントランスエリアというような位置づけをさせていただきました。

なお、和知駅につきましては、当然こちらは一番乗降客の関係も、ご利用いただいているそれぞれのお客さんも多いというようなことございまして、この部分につきましては、通常のそれだけのエリアというだけではございません。もちろん、水と緑のふれあいの交流エリアの核となる位置づけも持たせていただいておりますが、この核としてふさわしい整備というのを、和知駅だけじゃなしに、和知駅の周辺部をその核と位置づけさせていただいて、そのエリアの玄関口としてふさわしい整備をさせていただきたい、そういうような計画を持たせていただきたいなということも位置づけをさせていただいたものでございまして、核というような位置づけを持たせていただいております中に和知駅があるんやというようなことご理解を賜りたいなというように思っています。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております、議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについて、反対の立場から討論を行います。

地方自治法第2条第4項で、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めております。

総合計画は、京丹波町の10年後のまちづくりの方向や目標を定めるものでありますが、それらの具体化も示されるべきであります。それは、地方自治法第2条で基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定しているように、拘束力があり、実施をしていかなければなりません。

将来の夢を大いに語ることは大事でありますし、必要であります。法律に基づく計画は責任を持たなければならないわけであり、議会の議決が必要となっているわけであり、

今回提案された京丹波町総合計画基本構想で一番大きな問題は、人口目標であります。理想や期待だけでなく、京丹波町として10年後のあるべき人口を定めるべきであります。提案されております1万8,000人、さらに2万3,000人を目指す目標は、まちづくりの人口を高い目標に定めれば、すべての計画が実態よりかけ離れたものになり、町民に大きな負担を強いることになることは明らかであります。

本日の新聞でも、1年で5万人、人口が減ったという報道もしておりますように、人口減少は全国的な流れでありますし、そういう指標も出されておるわけでございます。

京丹波町は、平成24年度を目標年度に、公債費負担適正化計画で実質公債比率を16.8%にする目標に取り組むことにしておりますが、これとの整合性をどう持たせるのでしょうか。

京丹波町が10年後に目指す目標は、まちづくりアンケートでも示されておりますように、またこの計画書の中にもありますように、人々の生活の基礎となる交通や情報、健康、福祉、安全・安心などの基盤条件を整えることを大前提としてこの計画に取り組むこととなっておりますが、合併して10年後のまちづくりは、まず大前提の生活基盤であります。福祉や医療、保健が充実し、安心して暮らせる町、福祉を大切にすまちづくりの方向が求められていると考えます。

町民にとって、将来の見通しも見込みもない大型事業を進めることは、町民は望んでおりません。また、地域中心の拠点づくりの考え方は、周辺部との格差を大きくするだけで、均衡のあるまちづくりを目指すべきであります。

コンサルなどがつくった計画を審議を経て形にする旧態依然のやり方ではなく、まちづくりは住民参加をどう保障するか、どれだけ多くの町民が参加したのか、まちづくりに一人でも多くの町民をどう参加してもらおうのかを考え、努力すべきであります。

町長が公約されている住民参加のまちづくりとは何かを明らかにすべきことも指摘をして、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについて、原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時45分からといたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時48分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第18、議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算～

日程第33、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算》

○議長(岡本 勇君) 日程第18、議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算から、日程第33、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算を一括議題といたします。

16件について、予算特別委員長の報告を求めます。

16番、野口委員長。

○予算特別委員長(野口久之君) 委員会審査報告。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第19号	平成19年度京丹波町一般会計予算	原案可決
議案第20号	平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	平成19年度京丹波町老人保健特別会計予算	原案可決
議案第22号	平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算	原案可決
議案第24号	平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成19年度京丹波町土地取得特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成19年度京丹波町須知財産区特別会計予算	原案可決

議案第29号	平成19年度京丹波町高原財産区特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成19年度京丹波町質美財産区特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算	原案可決

以上のとおり、報告いたします。

○議長（岡本 勇君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これを持って、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可します。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） それでは、議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

昨年は、国の税制改革によって、収入は増えないのに、本町としても約1億1,000万円余り、住民税、国保税、介護保険料を合わせて負担が増えました。この19年度も、定率減税の廃止ということで約2,500万円余りの増税が見込まれるということです。

また、介護保険法の改悪や障害者自立支援法によって、介護ベッドや車いすの取り上げ、応益負担の導入などが行われました。

また、2008年4月からの後期高齢者医療による負担増と医療の差別化など、生活破壊と社会保障の切り捨てが進んでおります。

地域経済はどうでしょうか。失業している方、仕事の量が減って困っているという声や、また、将来、電子入札になったら零細な事業者は仕事をすることもできなくなるのではなど、厳しい状況が伝わってきます。農業所得も、米の値下げ続きでありますし、野菜の価格も不安定で、農家の暮らしも大変であります。

そしてまた、国の三位一体の改革や合併は、地方政治を大きく変化させ、住民に地方自治体の財政難という認識を植えつけてしまっています。行政も、これをいいことに、さまざまな住民要求に対する回答は、「お金がない」が決まり文句になっていないでしょうか。

さて、平成19年度京丹波町一般会計予算について、町長は、予算編成方針の中で、合併

2年目を迎え、地方行財政を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況になった。自治体として、情報公開を徹底し、行財政改革の推進、行政サービスの維持、確保に全力を挙げるとされております。

当初予算では、従来からあるサービスの継続を主とされており、障害者福祉サービスの利用者負担の軽減や生活道路の改修、小学校の改修費、幼稚園バスの購入など、一定住民要望や安全に対する予算化がされております。

しかし、10年間に6,000人の人口増を根拠とし、人口が増えなかった場合、4人家族で年間9万4,000円も負担増となる事業計画である畑川ダムの建設や、近くに公園があるのに、さらに維持管理のかかる都市公園建設、こうしたものはやめるべきであります。堆肥センターも、まだ解決ができておりません。

昨年の定率減税の半減による増税の影響で、保育料が上がる保護者が生じますが、値上げにつながらないための対応が今年度見送られております。小学校6年生、中学校3年生で実施される学力テストが子どもたちにどういう影響を与えるのか、子どもの人権を侵害することがないのか、精査されたのでしょうか。

住民負担増による1億3,500万円のお金は、住民のために使うべきであります。すこやか手当の制度、助成額に対し、10倍の地域経済への波及効果をつくる住宅改修助成制度の創設、また、国保税、介護保険料利用料の負担軽減や透析患者さんの通院支援など、こうしたところにお金を使っていくべきだと思います。

国の言いなりで住民に犠牲を負わせるだけでは、何のための自治体ということになってしまいます。むだ遣いを改めて、自治体本来の仕事である福祉の増進のための仕事をする、そのことが今ほど求められているときはありません。

住民の立場からの行財政改革に背を向けた今回の予算であることを指摘して、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） 私は、平成19年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

合併して2年目を迎えた今、本町の財政指標では102.3%と、以前にも増してますます厳しい状況にあります。

19年度の一般会計の総額は、99億4,100万円、18年度の当初予算に比べ、0.9%の減額となったところであります。

歳出面で目についた主なものの中で、人件費では特別職や管理職手当の減額、時間外手当、旅費、日当の見直しなどにより、18年度当初予算は歳出総額の20%を占めておりましたが、一定見直しされ、8,650万円の減額で、18.8%となったところであります。

物件費におきましても、18年度予算の策定に対し、検証され、精査されるとともに、指定管理者制度への移行や事務的経費の縮減に努力されたことが伺えます。

また、公債費におきましても、負担適正化計画を策定され、19年度には2億円を繰上償還に充て、17年度での公債比率19.6%から、19年度には19.2%、24年度には16.8%と推計され、残された大きな事業もある中、設定目標を定められた今回の姿勢は、一定評価をいたします。

しかし、一方では、負担の公平性が原則である税の滞納の問題であります。税の収納率の向上なしでは、本当に本町の未来はありません。

全職員挙げて、徴収義務を果たしていただきたい。このことを強く要望しておきたいと思っております。

また、町民の皆さんが期待され、京丹波町に活力を取り戻すための普通建設事業費は、前年度より9.8%の減額となりました。残念ではあります。この現実を町民の皆さんに正しく理解を求めることが、今最も大切ではないでしょうか。

一方、歳出面においては、18年度では一般財源の不足を補うため、財政調整基金約3億8,900万円を繰り入れての予算編成でありましたが、19年度は基金の取り崩しを抑えられ、基金の留保に努められている。

自主財源の乏しい本町、その上、国からの合併特例措置としての交付税の不透明さにより、財源確保が厳しい現状ではあります。後退させてはならない町民への行政サービスの水準の維持に努力され、目いっぱい現状の課題に対応された予算計上であると思っております。

今後、道路交通網の整備や、農林・商工業の振興、そして安定した水の確保は、将来に向けてのまちづくりの原点であります。

ほかにも、地域医療のあり方や、保育所建設に向けての準備、そして情報施設の一元化を図るための事業など、多くの課題が山積いたしております。

本町は、あと8年後には交付税も徐々に減額され、最終的には実数値で算定された大幅な減額となります。このことを常に念頭に置き、今回上程され、賛成多数で可決されました「行財政改革推進委員会」や「公共料金等審議会」、「特別職等報酬審議会」を早急に設置され、組織の見直しや職員数、そして給与の適正化について検討願うことは大事なことであります。

今回、平成24年までの公債費比率の負担適正化計画が示されたものの、これをもとに具体化した行財政改革プラン、財政効果目標額を早急にお示しいただきたいと思います。

また、この内容を町民の皆さんに公開し、我慢していただくことはもちろん、時には負担を願うことへの理解を得ることが大切だと考えます。

今後も、さらに徹底した行政経費の削減を図っていただくとともに、京丹波町総合計画に定められている将来目標像「丹波高原の郷、京丹波町」の実現を目指すためにも、健全な財政運営はもちろん、過去のしがらみを断ち切り、さらによりよい改革、見直しを実行していただくことを強く要望し、平成19年度一般会計予算に対する私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程されております、議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に、反対の立場から討論を行います。

平成19年度京丹波町一般会計予算は、99億4,100万円の予算で、京丹波町として発足して本格的な予算であり、松原町政の特徴を示す予算であります。

合併して1年5カ月余りを過ぎ、京丹波町の新しいまちづくりの方向や特色をどう打ち出していくのかが問われる予算であると考えます。

もちろん、住民の要望が一定予算化されておりますが、平成19年度予算は18年度の方向を引き継いだ予算で、旧町からの継続は引き継ぎ、その片方では、財政難とあわせて町域の均衡を図ると、この旗印に、保育所統合から小学校の統廃合へ向けての動き、病院の運営の見直し、民間委託に道を開こうとするなど、住民の合意や納得、住民が求める安心して暮らせるまちづくりの方向とは反する、住民の不安を広げるまちづくりを進めようとするものであります。

町長は、平成19年度予算編成の4つの基本的な考え方を示されました。しかし、公債費負担適正化計画は、議会にも報告もされないまま実行されようとしております。住民に公開し、合意と納得で取り組むべきであります。

また、各審議会は、少人数で町行政の意向を承認することになり、幅広い住民参加で取り組むべきであり、審議会の活用は、国をはじめ各市町村で多く取り入れられておりますが、議員の中からも、住民代表や議会の代表で審議されたものに意見や反対するのはおかしいなどと、議会の役割を否定する意見が出されるなど、議会の形骸化につながることも指摘するものであります。

今、格差社会と言われるように、京丹波町でも、商店街でも建築業の方でも、「1カ月以

上仕事がない」、「お客が全く来ない」など、悲痛な叫びも起こっております。周辺部では、「困ったとき、どうにもならないときにこそ力を貸してほしい」、これが町民の声なき声であります。こういう声にどう応えるのかが、今町政に求められていると考えます。

重点施策としたダム事業などは、開発団地で10年後に人口が6,000人も増加する見込みのない計画や、さらには、水質が悪いと言っている高度処理に10億円も投入する計画など、将来を見れば、京丹波町民に責任が持てない事業であり、勇気を持って見直し、中止をすべきであります。

また、町長は、まちづくりへの取り組みについて、常に新たな展開と改革を求め、町民の福祉の向上と財政難の克服、自治能力の向上、総合的な行政力の展開、特色あるまちづくりなどを掲げておられますが、今求められているのは、大型事業であるダム、都市公園や、森林管理道路など、勇気を持って見直し、中止すべきことでもあります。

そうした見直し抜きで、保育所の廃園に続き、小学校の統廃合や病院運営の見直しなど、次々と進めるやり方は、住民参加のまちづくりとは大きくかけ離れていることを厳しく指摘するものであります。

また、地域医療対策審議会についても、答申を踏まえ、病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者代表など、幅広い住民の参加を保障して、どうして医療機関、地域医療を維持発展させていくのかを基本に、住民参加で議論すべきです。

さらに、食彩の工房の民間委託業者への指定管理、食彩の工房の設置目的に沿った運営にすべきであり、農業法人でもない一民間企業への指定は、今後に大きな問題を残すと考えます。

また、そのやり方は、12月で条例を制定して、3月には指定すると、余りにも性急に事を運ぶ、こういうやり方にも大きな問題があったと思います。この点も指摘するものであります。

最後に、総合計画基本構想が提案され、議決されましたが、地方自治法第2条で定められているように、「基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とあるように、京丹波町の将来の目標とすべきまちづくりの方向とあわせて、それへの具体化が示されるべきものであります。

具体化の第一は人口であります。夢の人口ではなく、10年後の目指すべき人口を示すべきであります。この点も、改めて指摘をするものであります。

また、高齢化が進む中で、地域の均衡を図るとして、選挙区の投票所の削減は絶対にやめるべきであります。地域の均衡を図るとするならば、縮小、削減の方向ではなく、丹波地域

や和知地域でこそ、投票所を増やすべきであります。

そして、今ほど平和の問題が大事なときはありません。平和であってこそ、住民は安心して暮らせるわけであります。平和は、地方自治体は何よりも基本にすべき視点であります。

町長は、「自分は平和主義者だ」と言われました。自治体の責任者として、二度と戦争をしないと決めた憲法9条は必要と表明すべきときであります。

このことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

当初予算の表決は、起立により行います。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第20号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） それでは、議案第20号、平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、強制加入で、国内に住所を持ち、健保その他の医療保険に入っていない人は、国保に加入をしています。国民皆保険の最大のポイントは、国民に安心できる医療を提供するという点であります。

加入者の過半数が年金生活者など無職者で、加入世帯の平均所得が165万円にすぎないと言われる国保は、国の手厚い援助があって、初めて成り立つ医療保険です。しかし、政府は、1984年に国庫負担率を引き下げ、49.8%から、2004年度には34.5%に減りました。その結果、住民1人当たりの保険税は大幅に上がりました。

国の責任を後退させ、そのつけを保険料値上げや徴収強化で加入者に押しつけるやり方は、財政悪化や保険料の高騰、滞納者増の悪循環を大きくするだけであります。

国保税を引き下げるためにも、国庫負担を1984年当時の水準に計画的に戻すことが大

切です。

19年度の保険税率は、18年度と変わりません。しかし、国の税制改革の影響で、18年度の保険税が急に上がらないように、3年間の激変緩和措置が実施されておりますので、今年度、来年度と値上げが続く方があります。

また、福祉医療である子どもの医療費無料化や、母子医療給付費、老人医療給付費などの実施に伴う医療費への波及増加額を、国庫支出金から減額を国はしております。この額については、保険税負担にせず、一般会計から繰り入れをするべきであります。同時に、このようなペナルティを国がかけないように訴えていくべきであります。

そして、最大の問題は、子育て世帯へ発行がないということでしたが、資格証明書の発行が58世帯で行われているということでもあります。払える能力があるのに払わない人が存在することも否定はしませんが、滞納者の大半は保険税を払える所得がない人ではないでしょうか。

こうした制裁強化にもかかわらず、収納率向上に役立たず、住民の命と健康を壊すだけの国保証の取り上げはやめるべきであります。

また、ある議員の方から、建築国保は3カ月滞納したら出なくてはいけない、きれいごとでは済まされないとの意見も出ましたけれども、建築国保は脱退しても国民健康保険がありますが、国保は抜けることのできない最後の医療保険であることも述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 私は、議案第20号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、住民の命と健康を守る大切な予算であり、賛成の立場から討論を行います。

まず事業勘定分ではありますが、国民健康保険は、国民医療を根底で支えるものであり、被保険者の疾病・負傷または出産等に関して必要な保険給付を行うものであります。

平成19年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、医療給付費等の動向を見極めつつ、また加入者の所得状況に配慮し、保険税率も据え置かれたところであります。

給付と負担の公平を基本として編成され、基準に合った一般会計からの繰り入れを行う中、国保運営基金の取り崩しが1億4,700万円余り計上されておりますが、やむを得ないものと判断いたします。

事業内容も、疾病予防としての人間ドック事業、保健事業として、健康指導、健康教育事

業なども継続して盛り込まれており、現状の国保事業の置かれている厳しい財政環境であります。健全な予算であり、賛意を表すものであります。

次に、質美診療所勘定、和知診療所勘定及び和知歯科診療所勘定分であります。診療所の運営につきましては、診療報酬の改定等により収益が減少し、診療所勘定への一般会計からの繰入金は、2施設で合計9,656万円となっております。住民が安心して利用できる地域医療施設の充実は必要であります。

今後、地域医療対策審議会の答申を踏まえ、健全な運営体制の確保が図られることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第20号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第21号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計予算の討論を行います。

はじめに、反対者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第21号 平成19年度京丹波町老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第22号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第22号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可します。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま上程されました、議案第23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成18年度は、一部の未給水団地に給水が行われ、長年の関係住民の願いは一步前進と評価するものです。

今年度の府の予算案で、畑川ダム関連の予算が12億9,000万円計上され、そのうち、18.5%の5,365万円が京丹波町の負担として計上されております。

これまで、我が議員団は、畑川ダム建設の根拠について再々質問してまいりましたが、納得できる答弁がないまま、進められようとしております。

開発団地のアンケートの回答をもとに、6,000人という人口が増えるとしてダムが必要とされていますが、水道事業計画の資料では、7,114区画のうち、1,902区画はまだ売れていなく、所有者も不明、3,346は回答なし。

回答があった中では、1,239は「水はすぐには必要ない」、「入居するから水が必

要」と答えたのは90であります。あと、「インフラが整備をされれば入居することも考える」というのが485で、合わせて575となっております。

これが6,000人になるという計算は、7,114区画の中で、回答があった1,814のうち575の31%が「必要としている」。だから、全体の7,114区画に当てはめれば、2,191区画が必要とする。これに、2.7から2.8の1世帯あたりの人口を掛け、6,000人という数字を出されており、余りにもひどい水増しをされているのではないのでしょうか。

実態にそぐわない、こうしたむだな事業を何が何でも進めるのではなく、見直しをするこの勇気も必要ではないのでしょうか。

人口が増えなければ、水道料金にはね返ります。予算委員会の質疑の中で、町の負担割合である18.5%が見直しをされるとの課長の答弁もありました。また、10億円投入しての水質高度処理をすれば、住民1人当たり5万8,000円余りの負担となり、ますます住民の負担が増えることとなります。今回の補正を見ましても、941万3,000円の水道使用料が減額となっております。

生活が大変だからこそ、少しでも節水に努めていると言えるのではないのでしょうか。今、住民の暮らしは、仕事も少なく、本当に大変であります。

自治体の仕事は、住民の暮らしを守ることが第一であることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 私は、ただいま上程になっております、議案23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

今回提案されています水道事業特別会計予算は、17億1,970万円の予算で水道事業を行うものであり、今回の予算は、丹波・瑞穂地区の統合整備事業におきまして、質志から戸津川地区へ配水するためのポンプ場や、昨年度から着手されております開発団地など、未給水地域の解消のための配水管布設工事をさらに推進する予算計上となっております。

また、和知簡易水道事業におきましても、北部浄水場の建設や、中央系統や西部系統の配水管布設工事予算が計上され、着々と工事の推進に努力されております。

いずれにおきましても、町民の安心・安全な水の確保のため努力いただいていることに、賛意を表するものであります。

しかし、現状を見ますと、未給水地域が存在し、住宅の建設が進んでいないことや、企業

の進出が遅れている要因になっています。さらに、生活様式の多様化により、水需要は増大しています。

また、水源が経年により枯渇状態にある水源も多く、脆弱な水源であり、供給量の低下や、今日の異常気象では異常な小雨も考えられます。安定した水の供給には、不安の残るところであります。

このような不安を一日も早く解消するため、現在計画が進められております畑川ダムを早期に完成されまして、安全で安心できる水の供給が実現されるようご努力いただくことを希望し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論ありませんか。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私は、平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算に、賛成の立場から討論をいたします。

先日、予算委員会で、不規則な発言はするなということでおしかりを受けましたので、この場をおかりしまして、私の思いを述べ、賛成討論といたしたいと思います。

本日、水道課長の方から新しい資料をいただきましたが、この中で、5つの新興住宅へ供給を進めておるという内容の資料がございます。

この京丹波町においても、こうした新興住宅で水の供給されていないところがありまして、開発当時に水が十分にあれば、もっともっと多くの住宅が建設をされ、京丹波町にも多くの人口が流入をしていただろうと思うと、残念ではありますが、過ぎてしまったことに夢を語ってもどうしようもありません。これから先、こうした団地にも水が供給をされ、空き地にも家が建ち、ますます京丹波町が栄えるようになることを願うものであります。

私の住んでおりますグリーンハイツも、開発当時に水がなく、開発の建築業者が自分たちで水の確保を行って今日に至っております。

また、この建築業者が事実上の倒産ということになりまして、当時の丹波町と交渉して、公営の水道をいただくというような方向に進んでまいりました。

私たち住民も、それなりの努力を行い、また行政の方にも大変なご支援をいただきながら、今日の状態をつくっておるような状態です。この上は、一刻も早く公共の水道がそのまま給水されるようになることを願っておるものでございます。

私たち住民は、非力であります。行政の力を借りないと、なかなかこうしたことは実現をいたしません。グリーンハイツも、少子・高齢化のあおりでだんだんと高齢者が多くなってきておりまして、なかなかいつときに加入分担金を納められない家庭もあるわけです。

そうしたことをご理解いただき、町の力を借りて今日まで進んできたようなわけでありませぬ。

私は、こうした町の行政の温かい思いやりというものは、本当に今求められておるのではないだろうかというふうに考えます。ほかの団地でも、いろいろな条件のある方もありませぬし、そうした方にも温かい思いやりを向けていただきませぬして、一刻も早く京丹波町全域に給水ができるようにしていただきませぬしたいと思います。そのためには、やはりどうしても畑川ダムの建設は必要であるというふうに私は考えます。

私、共産党の町会議員のころには反対をいたしました。しかし、それは、私を支持してくる人の思いを述べてきたにすぎませぬ。今、私を支えていただきませぬおる方は、ダムに賛成であります。下山地域の方は、多くの犠牲を払いながら、畑川ダムの建設に協力をしておられる方がほとんどであります。私は、その人たちの思いを素直に酌み上げていかなければならぬというふうに思っておりますので、今後ともダムの推進のために頑張ってまいりたいというふうに考えております。

また、上新田地域の牛ふんの問題も残されておりますけれども、これも現在のいろんな技術の向上で、決して解決されぬ問題ではないと思っております。おいしい水が全町に行き渡ることを願って、また町行政の水道行政へのひたむきな努力に敬意を表し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第24号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

はじめに、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております、議案第24号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算に、反対の立場から討論を行います。

今回提案されております京丹波町下水道事業特別会計予算は、9億9,000万円の予算で京丹波町の下水道事業を行うものでありますが、今回の予算は、下山処理区の浄化センターの2期工事や、合併浄化槽の設置また維持経費が予算化をされております。

下水道会計で特に指摘をしたいのは、収入にある使用料であります。丹波地域と和知地域では、農業集落排水事業の地域と、特定環境保全事業など合併浄化槽地域以外では、加入時に分担金を納入して公共井が設置されておれば、供用開始3年を過ぎれば使用料の半額や、定額料金を共同責任として徴収されております。

宅内工事ができていない家庭は、高齢世帯であるか、または経済的困難や、資金のめどが立たないためにできていないのであり、改修することにより便利で快適な生活ができる水洗化工事などをしない理由ははっきりしていると考えます。

こうした家庭に、使わないで使用料を徴収するやり方は、直ちに中止をすべきであります。まして、瑞穂地域では徴収しておりません。

また、本人の希望で、農業集落排水事業の地域、また特定環境保全事業の地域、合併浄化槽の地域を選んだわけではありません。たまたま町の都合で区域になっただけであります。住民に選ぶ権利も与えずに、事業の同意をしているからと、全体責任であるとの一方的な行政のやり方を押しつけているだけであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） 私は、平成19年度京丹波町下水道事業特別会計当初予算について、賛成の立場から討論を行います。

京丹波町における下水道整備事業は、昭和56年度から先進的に集合処理を進められた結果、農業集落排水事業等については、計画区域すべての供用を開始され、管理の時代を迎えている現状となっております。

そして、公共下水道事業においては、下山処理区のグリーンハイツ地区の供用開始に向け、平成18年度に実施設計を完了し、当初予算において債務負担行為を行い、平成19年度から工事に着手し、平成20年度の工事完了に向け、着々と進められております。

また、個別処理区域の浄化槽の設置については、浄化槽市町村整備推進事業等を活用し、計画的に水洗化の推進に努力されているところであります。

償還のピークを迎えつつある公債費につきましても、5億5,900万円余りで、歳出合計9億9,000万円の56.46%となっておりますが、資本費平準化債を有効に利用され、一般会計からの繰入金を最小限に抑えられております。

今後も、快適で美しい農村環境をつくるため、残事業の推進及び浄化槽の整備推進による水洗化の促進と、維持管理費のコスト削減を考慮しながら、施設の適切な維持管理に努められるよう要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第24号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第25号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第25号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第26号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会

計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第26号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第27号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第27号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第28号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第28号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第29号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第29号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第30号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第30号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第31号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第31号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第32号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第32号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第33号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第33号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時からといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第34、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第34、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、提案のときに、休憩中ということで説明もあったわけでございますけれども、合併時の混乱によって1年以上放置してあったといいますか、できていなかったということやったんですが、任命も当然されておるし、手当も払われておると思うんですが、いわゆる条例のないものを執行しておったということになるんですが、これは一つのけじめをやっぱりつけるべきやないかと。別に処分をせいということではありませんけれども、何らかのやっぱりけじめをつけていただくということは、これは町民に対しても責任の所在をはっきりさせるという意味からも、私はそういうことをすべきではないかと。

先日は、わざわざ休憩をして謝罪もされましたけれど、これは正式にきちっと謝罪もしていただいたり、そして責任のとり方をどうするかと。それを注意にするのか、どういうものをするかは別にして、そういうけじめをつけるべきだと私は考えるんですが、提案者である町長の見解と考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） このことに関しましては、議員ご指摘のとおり、あってはならないといえますか、当然こういう条例に基づいて、委員の選任でございますとか、報酬の支払いでございますとか、されなければならないわけでございます。非常にこれは言いわけにもならんわけでございますけれども、先般少しお断り、おわびを申し上げた次第でございます。非常に合併直後の議会に条例案としてすぐさま出さなくてもいいという分野に入っておりまして、既に条例等も、いわゆる今お示しさせていただいておりますものが整備ができておって、提案ができていなかったということです。担当の者としては当然例規集の中にあるという思いの中で、現実的に委員も任命をし、報酬も支払ってきたということでございまして、年度末に再確認をしたところ、例規集の中にこの条例がなかったということがわかった次第でございまして、これは私の思いとしては、議員ご指摘のとおり、本当に申し開きようがないわけでございます。気がついた時点で議会に申し上げて、条例の制定をお願いしたいということで、今回提案をさせていただいたわけでございます。委員の皆さん方、12名おいででございますが、この皆さん方にも本来の社会教育委員としての任務も当然のことながら果たしていただいております、この間の報酬等につきましても、既にお支払いをしておるという状況もあるわけでございます。十分今後こうしたことがないようにということでございまして、きつく注意をしたわけでございます。現状のところ、経過をいろいろたどりますと苦しいわけでございますが、ある面、いわゆる事務の繁雑の中で思い込みがこうしたことにつな

がったということであるというふうに思っております。けじめをとということでございますが、本当に申しわけなく思っておりますし、十分今後こういうことがないように、職員に対する姿勢、また日々の確認、こうしたことを徹底させるように今後も指導していきたいというふうに思いますので、ご理解を賜り、また18年の4月1日にさかのぼって適用させていただきたいということにつきましても、あわせてお願いを申し上げたいというふうに思うわけでございます。

気持ちとしては、厳重な処分をとる思いはあるわけでございますが、その辺は本当に、合併を理由にするわけではございませんけれども、そうしたこともお酌み取りをいただいて、口頭で注意をするというところに私としてはとどめたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 僕も、これは重大なミスであるというふうには思うんですけれども、こういうことがたびたび繰り返されるとか、役場の行政の業務に大きな一つの汚点を残すような重要なことなら、やっぱりそれなりの処分もそれは必要やと思うけれど、今町長が言われたように、口頭で注意をするというぐらいで済ませてもよいような問題ではないかというふうに私は考えますので、このようなミスをするということでは何か処罰されるということになったら、職員も萎縮をしていくということにもつながると思うので、寛大な措置を私はお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今回のことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

いろいろご指摘もいただいておりますが、これはルールに基づかないものでございますので、当然かというように思っているところでございます。

経過はどうあれ、旧町から引き続いて教育委員会事務局の席にある立場におらせていただく者として、本当にまことに申しわけなく思っております。

今後につきましては、法に基づいた適切な対応に努めていきたいというように思っておりますし、またいろいろな面で、皆さん方はじめ、町部局の方にもご迷惑をおかけしておりますことをまことに申しわけなく思っております。深くおわび申し上げたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について、私は反対の立場から討論をいたします。

もちろん、この条例案が必要であるということや、今回提案になっていますように、18年1月1日から適用するということになっておるわけですが、いろいろ経過もございましたけれども、合併の混乱に紛れてこの制定ができていなかったということでもございますが、そういう原因があったとしても、当然こういうものは一人で提案、決裁をするものではございません。やはり幾重にもそういう仕組みがつくられておる中で、こういうものが抜けておったといえますか、条例が制定できていなかったと。

これは、逆にこういうことが住民であったとしたら、行政として法律に基づいて許されないということになるわけですが、専門にそういう職をしておる、そういう立場から言いましても、きちんとしたけじめを私はつけるべきだと。

もちろん、だからといって、戒告や減給や停職やとか、そういうものではなしに、町長は口頭で注意ということがありましたけれど、やはりこういう場合には文書でしっかり注意をするという立場で、そして、二度とそういうことが起こらないように私はすべきだというように思うわけでありませう。

といいますのは、ありましたように、既に任命もして、そして、それに対する手当も払うと、こういう執行がされておるわけですが、やはりそういう点から考えますと、本来は提案のときに本会議の中で当然謝罪もし、説明もすると。休憩中ではなしに、やはりそういうけじめというものをしっかりつけて、二度とそういうことをしないということもやはり公式にきっちり表明してやるべきだと。指摘を受けてそういうことではなしに、やはり自ら明確にすべきだと。

こういう立場で、私はこの条例について、反対の意見を述べたいと思います。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第35号を採決いたします。

議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第35、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 食彩の工房の運営の中には、農業の体験をするという意味で、芋掘りとか何とかをやってきたという経過がございますけれども、こうした分野も指定管理者に受け継いで今後やっていかれるのかどうかということと、それと、道の駅の朝市をやっているところなんかで、黒豆アイスクリームなんかの販売をちょっと端っこの方でやっておられましたけれども、いづつ屋が指定管理者になれば、今度マーケスの中にいづつ屋が、肉屋さんなんかをやっておられるんですけれども、販売はこれまでどおり朝市の会場のところで続けてやっていかれるのか、それとももういづつ屋が、あれは朝市は隔日みたいなことで運営をされておるので、いづつ屋が自分の店の一角でやられるんやったら、毎日販売ができるということもあるんですけれども、そこら辺の打ち合わせなんかはできておるのかどうかということをちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 第1点目の体験農業につきましては、地元の農家からも自主的にやりたいという声もございますので、この分につきましては、地元の農家の自主性に任せましてやっていきたいと思っておりますし、いづつ屋とは切り離して考えたいと思っております。

それから、朝市の関係でございますが、事業を継承するという事で、一定いづつ屋は参画するんじゃないかと思っておりますが、今日の承認をいただいてから、詳細に亙る打ち合わせをしたいと思っておりますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回、指定管理ということで民間の業者といたしますか企業といたしますか、初めて提案されておるわけですが、そういう面からいたしますと、この指定管理者として、いわゆる食彩の工房という施設をその業者に任すわけですが、その条件ですね。今、この議決を受けてから詳細

な打ち合わせということでもございましたけれども、本来は、そういうものが煮詰まっておつて、そして4月1日契約ということに当然なるべきだと思ふんですけれども、そういう中身というのは、どういうことになっておるのかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 2月15日から19日間、公募の期間を設けまして、3月の5日に申請を受理したということで、2団体から申請を受けております。その中で、いわゆる町があつた施設の建設目的とか、あるいは地域活性化の目的とするところの地産地消とか、あるいは農業体験交流施設という部分も含めまして、どういう運営の仕方をされるかということで、その仕様書に基づきまして応募していただきました。

その内容につきましては、まだ詳しくは述べられないんですが、一定今まで京丹波町が直営でやってきた方針に基づいて、民間のいわゆる経営ノウハウを入れてやりたいという部分もございまして、そのあたりを今後、経営に反映していただけるものというふうに思っております。企業といたしましては十分いろんな精査をされました中での話でございますので、それをベースにいたしまして、今後いろいろ調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 先ごろに、ちょっと説明を聞いたときは私、1,500万のその指定管理者に対する補助のような格好で出費されるんじゃないかと言うたら、それは違う、あそこで体験をする人があつたりなんかする事業の部分に出資をするんやという、そういう答弁がありましたけれども、その体験の部分は、この指定管理者との関係としては、どういう位置づけで、その事業が行われていくんかということとか、それと、そういうことがあつた一つの施設の中で本当に、これはこの部分やとかいって切り離して、その運営ができるんか。その別な団体がそうした部分は運営していくんかどうかということ。それをいつつ屋さんが、その部分はもうやらないんかということをお伺いしておきたいというふうに思ひます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 指定管理料につきましては1,500万ということで、当初予算としてお願いを申し上げております。

その算定基礎でございます。考え方でございますが、一定あつた施設を使おうが使わまいが、あつた施設のいわゆる管理に必要な経費ということで1,500万で管理していただくということでございまして、製造、販売、運営に係る部分につきましては一切、指定管理料を出さ

ないということが原則になっております。

それから、体験交流事業でございますが、外と中を分けております。外の農用地と申しますか、農地を使つての体験交流につきましては地元の農家にやっていただく。中の、いわゆるソーセージとかアイスクリーム等のいわゆる交流施設の条件となっております体験につきましてはいつ屋さんにやっていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） それと、あこには、それのほかに黒豆みそをつくっておられるわけで、これまでに醸造をした黒豆みそのそれは、かなりそのまま残っておる部分があると思うんですけども、それは、この指定管理者側に買い取ってもらうかどうか。これまでつくるに原材料費とか何とか、かなり追加予算とかその他でつぎ込んだ部分があるんですけども、その扱いはどうなるんかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） すべて無償譲渡ということになっております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点は、これまで指定管理をしたのは、いわゆる公社とか、また、実際にそこ運営しておつたところへの指定をしてきた経過があるんですが、今回、民間にということになるわけでございますけれども、特別これまでの、いわゆる公社とか、これまでに委託しておつたグリーンランドとの違いというのは何か特別、民間業者ということではあるのかどうかというのを1点お尋ねしておきたい。

それから、町長に1点お尋ねしておきたいのは、12月に、これ、条例つくつて3月に、事業として4月1日からということになっているんですが、期間的にも短い期間でやられておるわけでございますし、もっと時間といいますか、期間を置いてやろうというふうな考えはなかつたのかということ。

それから、あくまでも町内にありますけれども、株式会社でございます。そこへ指定をするというのは、ここにも資料として出してもらつておりますように、事業内容は五つあるわけでございます。農業関係の事業としてはないわけでございますが、農業法人の申請をされておるということも聞くわけでございますけど、あえて、いわゆる農業法人の取得をされる以前に、こういう指定をされるということについてはどういう考え方なのか、あわせて伺つておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この食彩工房の指定管理者の指定でございますが、議会でも今日まで旧町時代から、そしてまた京丹波町になりましてからも常に直営で経営をしておりますことに、いろいろと課題も含めてご指摘をいただいていたところでございます。職員も出向させて経営をしてきたわけでございますが、本来、ここでの役割というものについては、いろいろ試行錯誤して取り組んできたわけですが、そこはなかなか厳しい世界でございます、なかなか行政マンがすぐさま開拓をして、本来のいわゆるブランドとしての位置づけ、あるいはまた、農業振興にどう寄与していくかという部分について、非常に経費をかけなければならないという実態もあったわけでございます。このことをいつまでもという状況にないことは、もう議員もお感じであったというふうに思うわけでございますが、そうしたことを踏まえて、できるだけ速やかに指定管理者の制度に移行したいという思いは、かねがね申し上げてきておったところでございます。12月に条例を制定して、この時期では少し性急過ぎはしまいかということでございましたけれども、私の考え方としては、これを外すと、年度途中でということになりますと、これまたなかなか難しいものもございまして、手を挙げていただける状況も出てきたということもございまして、それぞれの民間の方々の意欲に期待を申し上げて、公募に移らせていただいたということでございます。結果的には2社ということになったわけでございますが、非常にこのことについてはなかなか、いずれにいたしましても難しい経営になるかもしれませんし、そこを手を挙げていただいたわけでございますので、この3年間しっかりやっていただいて、私どもが示しております仕様に基づいて、経営がされていくものであるというふうに思っております。考え方としては、今後、丹波清光ファームという農業法人も立ち上げて、そこが主体となって、こちらが申し上げます内容に沿った経営をしていくということでございますので、このことは私どもが考えておりますことと合致しているということでございます。選定委員会で厳正に裁定がされて、この結果になったというふうに聞いておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） この食彩の工房のこれまでの財政負担の経過から見ましては、この指定されたということは非常に大きなメリットがあると思うんです。そこで、この指定の期間ですけれども、平成19年から22年ということで、3カ年ということが出されておりますが、これ、最小のコストで最大の行政効果を上げるということになると、その管理が適切に行われているかという、やはりこのチェックするために、その期間が3カ年、適当であろうと思いますけれども、これは最短1年から最長3年ぐらいの例もあるということを知り

ております。実際、この30年間の契約をしておるといことも例があるわけですが、この3年とされた理由についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、町と指定管理者というのは、一般的な取引関係ではないと思いますので、いわゆる請負には該当しない。そういうことから法令上では長とか議員が経営する会社、それもやはり該当できるということになるだろうと思うんですけども、こういうことは条例には規定をされておりませんが、今後こういうことを規定はされる必要があるんじゃないかと思うんですけども、先のことやけども、そういうことはどのようにお考えか、お尋ねしておきたいと思います。

実際、宮城県で、議長が経営する会社が指定管理者になっておるといような例も聞かせてもろてますので、こういう規則を将来つくられるかどうか、そのこともあわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 3年間という期間でございますが、特に規定はございませんが、3年で一定のいわゆる成果を見るというのは妥当だという観点から、3年ということにしております。ただ、1年間ごとに指定管理料の見直しはいたしますので、その部分で経営の分析もできるんじゃないかと思っておりますし、今後、月に一遍は、町と会社とのいわゆる経営調整会というものを設けまして、チェックをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 条例のいわゆる利害関係部分をどう考えるかということでございますが、先ほど議員さんがおっしゃっていただいた全国的な例もあるようでございますし、そういったことも十分分析なり検討をさせていただいて、今後の課題として受け取らせていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 東君。

○3番（東まさ子君） これまでの質問とダブルかもわかりませんが、例えば、これまで白菜のオーナーとかね。そういう野菜をつくり、あそこで住民の方と一緒に漬物をつくったりね。そういうことをされていたんですが、そういうふうなのについては、もうすべていろいろと話を、今までされていた人たちと話し終わっているのかどうかということと、それから、1,500万円の管理料をとということですが、民間への委託をされたということで、その管理料として渡す1,500万円というのは、それをなくするということや、また反対に少しだけでも、10万でも何ぼでも利用料をいただくということの方が、一般的に見て妥当なん違う

かなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 地元の加工グループ等によりますいろんなそういう体験、自主的なものにつきましては一定、今、調整をしております。基本的には、加工グループの運営につきましては、これもいつつ屋さんの方をお願いをしたいという考えを持っております。

それから、1, 500万の件でございますが、当然、毎年度見直しをかける必要がございます。それと、管理と申しますか、あの施設に対する管理料ということで制度運営とか、そういう部分に対する委託料じゃないことは、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどお尋ねした件で、ちょっと答弁がなかったもので、再度お尋ねしておきたいんですが、これまで指定をしました、公社とか第三セクター等へ指定管理したんですけれども、今回初めて民間にするということなんですけれども、その要件とか、そういう条件の違いといいますか、そういうものはあるのかどうかお尋ねをしたんですが、答弁なかったので改めてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 農業公社につきましては第三セクターということで、町のいわゆるいろんな考え方とか、そういう部分も加味されるというふうに思っておりますし、今回、指定をさせていただきました企業につきましては、全くの民間でございます。そういう部分で経営のいわゆる理念とか、そういう部分が大きく違いますし、今回につきましては、より厳しい経営内容でやっていただくということを非常に期待しておりますし、そういう部分での民間委託ということで、ご理解を賜りたいと思っておりますし、相当大きな決断もされるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第36号、公の施設の指定管理者についての議案に反対の立場から討論を行います。

今回提案されております公の施設の指定管理者の指定は、丹波食彩の工房株式会社をいづ

つ屋を指定するものであります。関係資料では、株式会社いづつ屋は41名の職員で、主な事業内容は五つあり、①食肉及び食肉加工品の販売、②食肉に関連する食料品及び調味品の販売、③食堂、喫茶及び料理のし出しの営業、④酒類、飲料水、たばこ販売、⑤和牛の飼育となっております。

この事業内容では「食彩の工房の設置目的」や農業振興とつながらない点を指摘するものであります。また、説明では、今後、5月か6月には農業法人の許可がおりる予定であることの説明もありましたが、現時点では、「食彩の工房の設置目的」と合致しないことも大きな問題です。そうであれば、農業法人を取得してから指定すべきであります。

本来、町民の財産を一企業に、しかも、管理費として1,500万もつけて渡すということには、農業公社やNPO法人などへの委託とは厳しい要件や条件があって当然と考えます。

今回の指定管理の進め方は、12月に条例を制定して、3月に業者を指定する、余りにも性急なやり方と考えます。もっと十分な期間をとって、公募も広くとって行うべきであります。

また、内部の選定委員会で審査されたとの報告もありましたが、町民の財産を一民間企業に指定をする、こういう場合には、町民の代表、専門家なども加えて、幅広い委員会の設置をすべきであることも指摘するものであります。指定する業者の問題ではなく、町民の財産であること。設置目的が十分果たせるのかどうか。住民が納得できるように行うべきことを指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第36、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第38号、平成18年度森林管理道開設事業、森林管理道峰線(第3工区)開設工事請負契約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第37、議案第38号、平成18年度森林管理道開設事業、森林管理道峰線(第3工区)開設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番(今西孝司君) これは入札によって工事請負業者その他予算も決まったというふうにするんですけども、その入札以前に地質調査なり設計とかそういうことが、測量設計などが行われてきていると思うんですけども、このように途中で変更が行われるということは、その設計測量などが適正に行われていなかったのかということに、疑問がそこへ行くというふうには私思うんですけども、このように途中で工事費とか工事日程とかが変更になるのなら、入札するとき、その金額なんか決まらなくても、工事をやりながら値段を決めていったらよいということにもつながると、極端に言うたら、そういうことになると思うんですけども、こういうことが公然と許されることなのかどうかは私わかりませんが、こういうことが認められるんやったら将来的に、ちょっと難工事や何かとかいうことで、その予算を幾らでも追加していけるということになるんじゃないかというふうには思うんですけども、その点はどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長。

○産業振興課長(山田 進君) ご指摘のとおり、変更契約等につきましては極力実施しない方向で考えております。ただ、今回のことにつきましては言い訳になるかもわかりませんが、設計測量をした段階では、その岩盤と申しますか、岩の峰の部分が想定できなかったという

ことで変更させていただいたということでございます。今後、十分気をつけたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 1 番、西山君。

○1 番（西山和樹君） かねがね気になっておった峰線の件なんでございますが、一部聞き及びますところによりますと、工事をもうやんぺやと言うて中止すると、補助金の返還金の方が増えて、事業を継続した方が損害が少なくて済むというような話も漏れ聞いたことがございます。そういう昔からのかかわり合いということで、和知時代から行われている継続事業でもありますので、まあまあやむを得ず、そういうこともあれば認めざるを得ないのかなという気もするんですが、現実に関今まで幾らぐらいかかって、そして、今後、幾らぐらいの費用がかかって仕上がるのかという、いわゆる完成までの見込みと申しますか、それが無いことには我々もただ単に、こうして今年の場合は、これはたまたま契約金額を変更するという状態でございますけれども、こういうことに対して、むしろそういうことを知らない一般の町民には我々、ある意味申し開きができないと。和知のことやから、わしは知らんのと申すて済むことではないと思っております。おおむねの金額で結構ですので、どなたか、もし概略おわかりいただけるのであれば、何年後というのは、いろんな事情があって完全にはお答えはいただきにくいだろうと思っておりますし、金額についてもその点やむを得ないファジィな分があると思っておりますけれども、そのファジィな数字で結構ですので、それをちょっと、おおむねお知らせというか、教えていただければありがたいなあと申すうに申すうんですけども、その点よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田助役。

○助役（上田 正君） この峰線の全体計画でございますが、平成13年度から平成22年までの間、総額の事業費といたしまして8億5,500万円余りというような計画でございます。そのうち残りとして、3億1,400万円余りというような状況でございます。先般のお話をさせていただきましたが、これを4カ年で計画する予定でございましたが、できますれば3年以内ぐらいで完了したいというふうなことでございます。

したがって、これまでの事業実績としましては5億5,000万ぐらいですか、実施をしたということになるわけでございます。

○議長（岡本 勇君） 7 番、今西君。

○7 番（今西孝司君） この林道峰線に接続する西河内から上栗野方面に至る林道が既に山崩れとか、道の真ん中に水で洗われて溝のようなものができたりして、大変荒れているという

ふうなことを聞きましたけれども、この林道峰線も完成すれば、そういうことが懸念されるわけです。そうした部分については町の単費で対応されるのか。そういう部分にも国、府の補助があるのかどうか。また、そういうことが今起きておる西河内、上栗野の間では、大体どれぐらいの被害が出ておるのかということをお聞かせいただくなり、そういうことに対応できるだけの予算が毎年組んでいけるのか。大体それはいつごろまで、そういう災害の心配があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 林道の管理につきましては、例えば災害に認定されるものにつきましては、災害の事業で実施するというごさいますし、基幹林道と申しますか、通り抜けのできる林道につきましては町の管理ということになっておりますので、その分につきましては毎年200万程度の予算をいただきまして管理をしているということ。それと、森林組合等が、その林道を使用いたしまして施業された場合につきましては、分担金と申しますか、そういう分をいただきまして基金造成しておりますので、そういう部分で実施をしているという状況でございます。峰線につきましても、完成後につきましては一定の管理が必要だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第38号、森林管理道路開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更について、反対の立場から討論をいたします。

提案されております森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更は、工区内の崩土が発生したことと予定をしていた工事箇所には岩がなく、法の勾配の変更に伴って追加と、工期を延長するものでありますが、森林管理道峰線は幅員を4メートル取り、山の峰付近を通していく工事で、もともと勾配のある山の頂上付近に幅4メートル林道を開設しようとするもので、いわゆる無理やりにつけようとする部分も数多くあるわけでありまして。既に完成した林道では崩土が起こったり、路肩が崩れたりして走行困難な箇所も多くあり、幹線道路の迂回路などと机上の計画でしかないことは明らかであります。

今回の追加は、調査設計はどうであったのか。その責任を問う問題ではないでしょうか。

もともと無理なところの工事という点ではありますが、町民が納得できる理由ではありません。

また、今後もこうした追加が起こる森林管理道峰線は、見直しや延期をすべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

議案第38号、平成18年度森林管理道開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第39号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第38、議案第39号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課に何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点目は、歳入の7ページでお尋ねしておきたいと思います。

一つ、民生費の負担金ということで、保育所の入所の負担金の現年分ということで976万7,000円というのが上がっております。本来、保育所の入所の人数が特別変わったということなのか。当然、当初から見込みといいますか、計上できるというふうに思うんですが、1,000万近くの追加をこの3月ですというものは、どういうことであったのか。当然もっと早い時点、当初ができなくても6月、9月という機会もあったと思うんですけども、どういう見込みであったのか、1点お尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、同じく歳入の9ページでございます。

土木使用料の住宅使用料というのがございまして、ここに町営住宅の使用料の過年度分、309万円の減になっているわけですが、非常に大きな減になっております。当初の見込みはどのような徴収率の見込みであったのか。そして、実際としては、この309万の減というのはどういうことであったのか。また、この中には何年から未納の方がおられるのか。最高額というのはどれぐらいになっておるのか。あわせてお尋ねをしておきたいという

ように思います。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） ただいまの山田議員からのご指摘でございますが、ご指摘のとおりでございます。当初、約95%で収入見込みをいたしておりまして、最終1月に精査をいたしましたところ、98%の収納率となっているところでございます。仰せのとおり、もう少し早く、9月、12月にはすべきでございましたけれども、大変遅くなりましたことをおわび申し上げます。今後このようなことがないように、今後十分気をつけまして、できるだけ早いうちに精査をさせていただきたいというふうに存じます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼します。

住宅使用料、過年度分についてご説明いたします。

当初、予算計上いたしておりましたものは、調定額100%に当たります375万4,000円を予算化しておりました。ところが、予算策定時に、現状といたしましては収納率が17.7%ということがございますので、それに見合まして予算を減額させていただいております。

それから、滞納者の関係でございますけれども、一番古い方につきましては11年7月分からということで、既にこの方につきましては退去されております。

それから、最高額につきましては160万余りということがございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） お聞きします。59ページの就学援助費であります。以前に、その対象者がおのずと自分でわかりやすい、このぐらいの金額であれば私も対象になるというふうな、わかりやすいそういうもので示すべきやないかというときに、教育長は、今の条例で定めている要護、準要護のそういうものの方がわかりやすいからということで答弁されていたというのがあるんですが、ちょっと調べてみたんですけどね。地方税法の295条第1項に基づく町民税非課税ということを見た場合には、母子家庭というか、そういうことになっていたと思いますし、それから、323条の町民税の減免というものについては、火災とか特別の事情がある場合ということでなっておりまして、今本当に給食費が払えないとか、いろんな条件で負担が大変なという、全国的にあるんですが、そういう就学援助費の申請についてね。学校で各生徒に全員、そういう広報というか、そういうものを渡しておられるのか。

教育委員会の方で対象者を選んで申請というか、こういう事業が行われているのか、その点をお聞きしたい。

それから民生関係ですが、扶助費の関係であります、生活保護の関係ですけどね。これもずっと前からいろいろと言っておりまして、その申請用紙を役場の窓口においておくべきではないかというふうに言うてきたというのがあるんですが、その点については現状、どうなっているのか。その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 就学援助費の関係につきましては以前から申し上げておりますとおり、学校の方で家庭の状況もある程度把握しておりますし、また、家庭訪問等におきましても、そうした状況も把握できるというふうなことも含めて、学校の方で対応をいただくような形で実施をいたしておるところでございます。

具体的には、教育委員会からはホームページでも掲載をさせていただいて、啓発はさせていただいているわけですが、学校の方では十分そういった給食費、あるいは、ほかの件につきましても把握をいたしておりますので、その都度、対象になるというご家庭については学校の方から、また、地元の民生委員さんとも連携をとりながら、対応をさせていただいておるといふような状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 生活保護の申請用紙を役場の窓口にというお話ですけれども、そもそも生活保護、京都府の事業でございます、私どもの方では地域福祉室と、それから保健福祉課で担当者を置いておりますので、そちらの方でご説明を申し上げながら、ということもしていきたいと思っておりますので、むやみに置くということにつきましては今のところ考えておりません。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 就学援助の関係ですが、やはり公平の観点からすれば全家庭に、保護者にわたるようにして、もっとわかりやすい所得基準みたいなのを示してする方がよいのではないかなというふうに、教育長は、これの方がわかりやすいと言われたんですけど、こんな見たかて一般的に、ちょっとはわからないのではないかなというふうに思ったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 要件もいろいろあるんですけども、町民税、住民税の非課税の関係ですとか、また、児童手当の関係も含まれておるわけでございますので、その対応につい

ては学校によって、まちまちなところも確かにあるようにもお聞きをいたしておきまして、入学説明会におきましては資料も配付して、説明もしているところもあるというふうなことでございますけれども、そこら辺につきましては統一できるような形で、今後とり進めていきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 総務課長にちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、財政担当ということで、今、保育所の保育料の関係と、それから町営住宅の過年度分のことがございました。予算委員会でも100に近い予算計上という話もございましたけれども、税金のときに。予算というのを組む場合に100見れば、いわゆる幅を100届かへんから、その金額はどうなるのやという問題があるんですけれども、やっぱりこの収入、目指すべきものは、それは100ですけれども、実際の予算としては当然前年度やこれまでの経過を踏まえて、一定入る収入というのを計上するのが基本ではないかと思うんですが、そういう面からいうと保育料の場合は95見たと。過年度分は100見たと。具体的にさっきの説明でも、平成11年から未納があって、100万からの方もあると。

実際にそういうことが予算を組むときに、入ったとか入る可能性があるとかということでこそ組めるわけやけども、こういう組み方をすると、最終的にこの3月の段階になって△やプラスがどんどん増えてくると。本来のその予算のあり方というのは、そういうもんじゃないんやないかと思うんですけれども、財政担当としては、その辺の見解はどうなのかという点、1点伺っておきたいと思えます。

それから、歳出の48ページの負担金補助及び交付金の中の商業活性化事業補助金として160万ありました。丹波マーケスの地域開発へ払うといいますか、いわゆる公的使用された部分の補てんという説明もあつたんですけれども、これはどういう、その具体的な基準といいますか公的な機関といったら、どういう機関が使う場合。こういうことではなしに、当然そういうことであれば、公的な機関であれば公的な機関へ補助するとか、その使用料をちゃんと持つとか、こういうことが本来のあり方ではないかと。

これ、いわゆるそういうことを言っておるけれども、結果としては丹波マーケスへ助成しとるということにほかならないと思うんですけれども、そういう支出の明確化といいますかね。そういうものもはっきりささんと、やはり町民からすれば疑問も抱くわけですし、不審も抱くわけでございますので、実際に商業活性化で丹波マーケスの支援やったら支援という明確にした方がはっきりしておると、はっきりすべきだと、こう思うんですが、ちょっとその点、伺っておきたいというふうに思います。

それから、さっき保健福祉課長の方から生活保護のあったんですが、むやみに申請書を置くもんじゃないというね。そういうその言い方は、これは適当ではないんじゃないかと。むやみというのは、あちゃこちゃに置くことやからね。申請書というのは決まったところに置くんやから、むやみではないと。そういう町民に対する対応ではやね。やっぱり保健福祉課というのは最も弱い立場の人に対応しとるわけやから、やはりもうちょっとそういう立場で判断をし、対応してもらわんと、たまたまむやみという言葉が使われたか知らんけども、やはりもっと言葉を選んでやるべきやし、そういう立場で行政担当してもうとったとしたらやね。これは本当に町民としてたまったもんやないと。その辺もう一遍、見解聞いておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 予算の編成についてということでございます。議員さんのおっしゃるとおりだと私の方も思うわけでございますが、当然、当初予算と申しますのが基本の部分でございまして、補正というのは、よほどのことがない限り補正をしないという前提に立って、一年間の我々行政がやるべき仕事をあらわしたのが予算であるというふうに思っておるところでございます。したがって、上げる数字については過小であっても過大であってはならないというふうに、あくまでも精度を高めて、数字を計上すべきであるというふうに思っておるところでございまして、ご指摘いただいた点については十分留意しながら、今後進めさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 商業活性化の160万でございますが、丹波マーケスのいわゆる公共広域的なスペースに対しましての使用料の免除ということでございます。

例えば、京都司法書士会が開催します法律相談とか、あるいはNPO法人のクローバー・サービスとか、あるいは小学生のいわゆる写真展とか、そういうもろもろの公共的な団体と申しますか、そういう部分が使える場合につきましては、その使用料を免除しますよということで、一年間のいわゆる実績に基づきまして補てんをしているということでございますので、多くのそういう団体に補助金を交付するということは、なかなか難しいものがございまして、現状の考え方でやらせていただきたいと思いますので、ご了承願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 先ほどの発言につきましてですが、むやみにという部分につきましては訂正し、おわびを申し上げたいと思っております。なお、申請書につきましては、やはり一定基準がございますので、その方にご説明を申し上げたいという意味で申し上げたところ

ろでございまして、申しわけありませんでした。

○議長（岡本 勇君） 小田君。

○8番（小田耕治君） 1点だけお尋ねをします。

歳入の11ページのところで、住宅費補助金ということで土木費の国庫補助金が約2,700万円の減額になっておりまして、歳出の52ページのところで、土木費の中の住宅管理費ということで国庫支出金が1,370万円の減額になって、一般財源から1,300万円余りが財源として変更になっているということの補正になっているわけなんですけれども、この辺のところ何か、その住宅の管理とか、そういうふうなところで国庫補助なりの、その考え方が変わったかどうかについてお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 11ページの土木費国庫補助金、公営住宅分につきましてご説明申し上げます。

上の方の公営住宅等家賃対策国庫補助金でございますけれども、これにつきましては本年度途中で国の方から決定がございまして、税源の移譲等によりまして、公営住宅分につきましては今年度から補助制度自体がなくなった状況でございます。

それから、その下の特定優良賃貸住宅対策国庫補助金につきましては、実績に基づきまして特公賃につきましては今までどおりということなんでございますけれども、本町につきましては、本年度は20戸が対象ということで精査した次第でございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） すいません、もう一度ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけれども、48ページのこの丹波マーケスの関係のことで、ちょっと見解聞いておきたいんですが、この場合には、公的な団体が使用したという場合に、その使用料の分を免除されておる分を補てんすると、こういうことなんですけど、これ、旧町からの続きでずっと来ておると思うんですけれども、第三セクターの施設というのは、ほかにも京丹波町としてあるわけなんですけれども、そういう場合に今説明があったような、そういう公的な団体がそういう施設を使うて、こういう減免を受けた場合には、そういう場合にも補てんをするということになるのかどうか。

やはり京丹波町全体のそういう考え方からすればですね。今の考え方からすれば当然、そこへもこういう適用していかんなんと、こういうことになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のちょっと見解だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 今のご意見でございますが、産業振興課の見解といたしましては、それだけの公的な部分での使用ということで使用料が減っている、免除しているということにつきましての補てんということを考えておりますので、そのあたりでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 私がしゃべると残業手当になりまして、まことに申しわけないんですが、今回の補正で、現在マイナス770万5,000円ということで残業を減額予算で補正されております。この決算を私は楽しみにしておるわけでございますが、やっぱり残業という時間外手当というのは一種既得権になっておるといふふうに言っても、決して言い過ぎではないと思います。ここで本当に出していただいている数字を見せていただきますと、総務の一般管理費、それから社会福祉の総務費ですね。このあたりが700万と200万、合わせて900万。

ついでに申し上げておきますと、特別会計の方でも10万5,000円が減額補正をされております。ということは逆に言いますと、減額されていないところというのは、この範囲内なら残業してもいいという物事の考え方であってもおかしくない。まだ一応、期の途中でもありますし、まだ今日を含めて1週間ほどございますから、その間でどのように調整されるのかはわかりませんが、仕事というのは時間内にやろうという努力をしてもらえば、何とかできるのではないかと、そのあたりを特にお願いをしておきたい。

それともう一つ、ついでですけれども、この18年度の現在の時間外手当の予算額が、これは選挙費を除いた町の分がほぼ7,600万になっておるといふことでございますね。それから、これはもちろん特別会計含んでおります。19年度の予算は、それと同じく選挙費用を除いて5,000万ということで、大いに評価していいのではないかと。ただ、限りなくゼロに近づけていただきたいとは思いますが。

それともう一つ、これはついでにお願いなんですが、特に総務の方へお願いするべきことになろうと思いますが、人件費の読み方が極めて複雑になっております。どないしても数字が合わない。いろんな出し方があるんだろうと思いますし、それぞれ国とか府とかとの連絡上どうしても出さなきゃならぬ数字の出し方というのもあると思いますが、我々は単純に、この予算書を見せていただいて、人件費と書いてあるものをすべて合わせれば人件費だと思っていました。そうすると、いろいろ聞いてみると、これは当たり前のことだと思うんですが、一般の嘱託職員、それからパートさんなんかも含めてるんだろうと思います。

が、賃金と書いてあるところ、賃金は人件費じゃないという考え方の方が私は異常だと思います。人間以外のものに賃金とは通常言いませんので。

ですから、それと含めてもう一つ、報酬ですね。我々の収入も含めた報酬。だから、だれが見ても人件費というものは、どれを出しても同じ数字にならなければいけない、極めて冷酷な数字というものでありますから、妥協というものはないはずなんでございますが、どう考えても今の出し方というのは極めて異常だと思いますので、一般の町民の目線で見ると、だれが見てもわかる数字にさせていただきたいということをお願いしておきたいんですが、これに対する総務課長の思いを述べていただけたら、聞かせていただきたいというふうに思います。

ただ、何度も申し上げますが、残業が既得権にならないように、一たん予算を立てれば、その分使い切ればいいんだという物事の考え方は、今後とも絶対にやめていただきたいというこの注文をつけて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 時間外の抑制につきましては、今後とも十分職員に徹底をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、この予算書の時間外の表示の関係でございます。確かに議員さんおっしゃるように、これをすべて足さないと時間外が集計できないというのは、おっしゃるとおりでございます。我々、人件費という使い方で行きますと、一つは国の地方財政状況調査というような、全国一律の基準でもって人件費を出す手法がございまして、その分析で、いわゆる財政の硬直化を図る経常収支比率というものが出されるというような部分の一部分という考え方をいたしますと、賃金で上げておる部分については物件費扱いになるというようなものに整理がされてしまいます。とは申しましても、今議員さんがおっしゃるように、当然、人にかかる経費という意味合いから人件費であるという拾い方をすれば、当然そういう見方もできるわけございまして、そういう部分がいかにかに予算でうまく見てとれるかという部分については少しお時間をいただきまして、議員さんがおっしゃるような形での拾い方が簡易にできるような方法も検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第39号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は3月末の事業年度末を迎え、各節ごとに精査し、最終見込みを立てて補正がされたとのことではありますが、節減に努力をされた反面、地方自治体の使命であります「住民の福祉の増進」にどれだけ努められたのかも問われていると思います。

補正予算第4号では、結果として公債費の償還3億円を各課から削減して充てた補正予算であると言えます。

本来自治体の予算は不用額を生まないように、当初に計画を立てて編成するわけでありませうから、余りにも大きな額が年度末に出ること自体が、どんな予算編成であったのかが問われると考えます。こうしたやり方は、旧町からの踏襲かもしれませんが、改めるべきであります。

補正予算第4号から見れば、お金はないのではなく、3億円もあるわけです。住民の福祉の増進にこそ、それをどこにどう使うのかが問われているのであります。

当初予算の町税の徴収率で100%を目指した収入見込みをと言われておりましたが、補正予算では、例えば保育料で大きな追加補正になっております。過年度分の住宅使用料が大幅に減額されていますが、こうした点を見ても一貫性がありません。また、債務負担行為の事業についても見直しや長期的な計画も含めた専門家などの知恵も借りて、検討していくべきであります。町民への負担を直接求める方法ではなく、行政の都合で計画したものがほとんどで、大きな財政負担をしている事業こそ最優先で取り組むべきものであります。

もっと住民の目線で、自治体本来の使命であるべき「住民の安全と命、暮らしを最優先にする」立場で予算執行を行うべき点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

議案第39号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第40号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第39、議案第40号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 和知診療所の6ページ、ちょっと一点お尋ねしておきたいと思うんですが、総務費の中に医局運営委託料というのが減額にはなっておるんですけども、この医局の運営を委託するというのは、ちょっとどういう意味なのかわからないので、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、医局の運営に関しまして研修等の開催等をその医局等でお願いをするというふうなことで、当初予算で上げておりましたけれども、一定今回見直しをいたしまして、18年度におきまして全額減額とさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号、平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩を行います。2時35分までといたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第40、議案第41号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第40、議案第41号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計

補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号、平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第42号、平成18年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第41、議案第42号、平成18年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、サービス事業の4ページの介護でございますけれども、居宅介護の支援事業費ということで、委託料1,258万5,000円減額をされておるわけでございますけれども、サービス計画、人数が下がったということ説明もあったんですが、当初見込みと大きく違って来たわけですが、この減になる問題、また、課題というのは何かあるのかどうか。ただ単なるそういう見込み違いということだけなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 居宅介護支援事業費の1,295万8,000円の減額のことについてでしたね。この件につきましては初めてのことでございまして、その計画の部分で当初から、160名ほどの計画をするんだということで見込みをしておりまして、最終が160であって、4月から160でなかったということで、見込み違いということでお許しをいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

議案第42号、平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第43号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第42、議案第43号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第44号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第43、議案第44号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のと

おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 全員挙手であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第45号、平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第44、議案第45号、平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号、平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 全員挙手であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第46号、平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第45、議案第46号、平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号、平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第47号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第46、議案第47号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） ちょっと1点だけお聞きします。

1年たつわけですが、バス代についてですが、バス代をもっと下げて乗る人を増やす、そういうことは今度の見直しについて全然話にならなかったのか。町内バスのときには、もっとたくさん乗っている状況もあったというふうなこともあったりしまして、そういう点についてはどうだったか、1点だけお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 今回見直しをさせていただきましたが、時刻表の見直しが重立ったものでございまして、バスの料金につきましては見直しと申しますか、一定全域の運行をさせていただくときに、より乗っていただきやすい料金でということと運行させていただきました。長距離を乗っていただきます、特に和知方面からの方々からは、非常に安い料金になってありがたいというようにお声をいただきながら運行させていただいておりますので、もしばらくは、この料金で運行させていただきます。また、経営の内容を見させていただきたい、このように考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号、平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 賛成全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４７、議案第４８号、平成１８年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第４７、議案第４８号、平成１８年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第４８号を採決いたします。

議案第４８号、平成１８年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

ちょっと表決を見ないけませんので、余り早くおろさないようにお願いします。

《日程第４８、議案第４９号、平成１８年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第４８、議案第４９号、平成１８年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第４９号を採決いたします。

議案第４９号、平成１８年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第４号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４９、議案第５０号、平成１８年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第３号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第49、議案第50号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第51号、平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第50、議案第51号、平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号、平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第52号、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第51、議案第52号、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、発議第1号、京丹波町「非核平和自治体宣言」に関する決議について》

○議長（岡本 勇君） 日程第52、発議第1号、京丹波町「非核平和自治体宣言」に関する決議についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） 発議第1号 平成19年3月23日

京丹波町議会議長 岡本 勇 様

提出者 京丹波町議会議員 吉田 忍

賛成者 京丹波町議会議員 野間和幸、畠中 勉、藤田正夫、野口久之

京丹波町「非核平和自治体宣言」に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

京丹波町非核平和自治体宣言に関する決議

私たちの京丹波町は、豊かで美しい自然に育まれて発展してきました。今、その恩恵を受けるものとして、かけがえのない豊かな自然を平和で美しいまま後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた大切な責務です。しかしながら、今なお、世界各地では戦争や紛争が繰り返され、世界平和と人類の生存及び地球環境保全に大きな脅威をもたらしています。

我々は世界で唯一の核被爆国民として非核三原則を堅持し、再び広島、長崎の惨事を繰り返してはならないと世界の人々に訴えるものです。世界の人々が平和を願ってやまない今日、対話と強調の重要性を確認し、核兵器の一日も早い廃絶と戦争と紛争のない平和な世界の実現を強く望みます。

私たちは京丹波町誕生を機に、平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、ここに非核平和自治体宣言をします。

平成19年3月23日

京都府船井郡京丹波町議会

以上です。

○議長（岡本 勇君） 提出者 吉田 忍君の提案理由の説明を求めます。

14番、吉田君。

○14番（吉田 忍君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

非核宣言につきましては、旧瑞穂町では平成3年6月、旧丹波町では平成7年9月、旧和知町では平成7年12月に、それぞれ非核・核廃絶・平和のまち宣言の議決を行っています。平成17年10月11日に3町が合併し、京丹波町が誕生いたしました。旧町の宣言決議を引き継ぐことで、新たな宣言の決議を呼びかけるものであります。

非核自治体宣言は、全国で72%の自治体が宣言を採択されております。ちなみに京都府内では、ほとんどの自治体が宣言を行っています。一方、国際的には、いまや核兵器廃絶は世界の大きな流れになっていると考えられます。

新町誕生を機に、核兵器の一日も早い廃絶と戦争のない平和な世界の実現への誓いを新たにさせていただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号、京丹波町非核平和自治体宣言に関する決議について、原案のとおり決することと賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、発議第2号、京丹波議会委員会条例の一部を改正する条例について》

○議長（岡本 勇君） 日程第53、発議第2号、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者、野間和幸君の提案理由の説明を求めます。

17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それでは、発議第2号について、提案をさせていただきます。

提出者 野間和幸

賛成者 吉田 忍、畠中 勉、藤田正夫、野口久之

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第112条及び会議規則第14条の第2項の規定により提出します。

この改正案の中身につきましては、平成18年11月24日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであります。

自治法の第109条及び第109条の2ならびに第110条の改正に伴いまして、閉会中の常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任及び辞任に関する規定を設けるものであります。

改正後の委員会条例第8条第1項におきましては、閉会中の委員の選任に係る規定を、また、同条第3項においては、閉会中の所属変更に係る規定を設けるとともに、さらに、第13条第2項においては、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任についても議長が許可できるとするものであります。

これまで議会運営委員及び特別委員の辞任については、議会の許可が必要とされておりました。閉会中の辞任はできなかつたところではありますが、今回の改正で、閉会中は議長が委員の選任をできることになりましたことから、閉会中の委員の辞任も議長の許可で行えるように改めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第54、発議第3号、京丹波議会会議規則の一部を改正する規則について》

○議長（岡本 勇君） 日程第54、発議第3号、京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者、野口久幸君の提案理由の説明を求めます。

16番、野口君。

○16番（野口久幸君） この京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の説明をいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年11月24日に施行されたことに伴う改正でございます。

地方自治法第109条の改正により、委員会も議案の提出ができることとなったことから、会議規則第14条に委員会の議案提出の手續について規定を整備するとともに、同法第109条の2の改正に伴って、第73条の関係部分を改めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、可決いただきますようお願いをいたします。

以上。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

発議第3号、京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第55、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第55、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。
お諮りします。

本日、今西孝司君から、3月7日の会議における発言取り消し申し出の提出がありました。
これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

発言の取り消し申し出の件については日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

《追加日程第1、発言取り消し申し出の件について》

○議長(岡本 勇君) 追加日程第1、発言取り消し申し出の件についてを議題といたします。

7番、今西君から、3月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、特定の個人と識別できる部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

7番、今西孝司君から発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程ならびに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。